1 議事日程(3日目)

〔平成26年太宰府市議会第4回(12月)定例会〕

平成26年12月11日 午前10時開議 於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名(議席番号)	質 問 項 目								
1	福 廣 和 美 (17)	 太宰府市体育センターについて 今後の体育センターについて、私は近い将来像として、解体し、 福祉の拠点として、まず駐車場として整備をしたらと思うが、検討 委員会等をつくり協議をする考えはないか伺う。 空き家条例について 市長からつくる旨の考えは聞いているが、現状の進捗状況について、また、いつ頃制定する考えなのかを伺う。 								
2	長谷川 公 成 (6)	 スポーツ振興、スポーツ施設について (1) 今年4月にスポーツ推進委員会を解散させた理由について 伺う。 (2) 今議会で提案している太宰府史跡水辺公園(市民プール)を民間指定管理から公益財団法人に指定する理由について伺 う。 2. 星ヶ丘保育園横交差点での死亡事故について 11月28日の死亡事故について、今回、このような悲惨な事故が起きたが、市としてどのような対策を立てていくのかを伺う。 								
3	村 山 弘 行 (16)	1. 職員の新規採用に当たっての対応について 職員の大量退職時代に入り、その対応としては、それに見合う採用が必要である。 その際、様々な職種の採用が均等的に行われるべきと思うが、見解を伺う。 2. 佐野東地区「まちづくり」の今後の方針について 第7回まちづくり構想検討委員会が行われ、ほぼ方向性が出されたと思うが、この方向性を今後は市のまちづくりの基本的方針として、具現化しなければならないと思う。 今後、具体的にどのように進めていくのか伺う。								
4	不 老 光 幸 (10)	1. 老人福祉センターの建物等の更新について 老人福祉センターの建物は内部の各施設と共に相当に古く感じら								

		れるとともに各所傷みも感じられる。更新を考える時期になってい						
		ると思う。						
		2. 市内住民で60歳あるいは65歳定年離職者の労働希望者対策につい						
		7						
		本市の社会福祉協議会、またはシルバー人材センターの業務の中						
		にビル管理、清掃業務及び派遣労働の事業などの機能を取り入れる						
		ことは考えられないか。						
		1. 市内道路における安全性の向上について						
		(1) 星ヶ丘保育園横の信号機について						
		平成26年3月定例会に質問をしたが、その後も事故が多発						
		し、先日、人身事故が起こった。						
5		今後の対策について伺う。						
	原 田 久美子	(2) 県道筑紫野古賀線の拡幅について						
	(8)	太宰府駅から連歌屋の浦之城橋間は、車、大型バスが頻繁						
	(0)	に通り歩道も狭いため事故が多発している道路である。						
		道路拡幅の見通し及び今後の市、県の対応について伺う。						
		, , ,						
		道路の路側帯にある歩行者専用の路面標示の設置者及びデ						
		ザインについて伺う。						
		1. 認知症を支える地域づくりの施策について						
		認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心						
		して暮らせる社会を目指し、各地域では特色を生かした認知症対策						
		が進められている。						
		本市の取り組みとして、サポーター養成講座や、広く一般市民、						
6	小 栁 道 枝	子ども達への周知方法等、認知症を正しく理解し、社会全体で支え						
0	(13)	るための具体的施策について伺う。						
		2. 市民の森の多目的広場(仮称観世キャンプ場)の整備について						
		野外活動などの拠点施設、多目的歴史自然体験施設として平成						
		12、13年頃に具体的な整備計画案が出されていたが、その後の整備						
		計画の進捗状況と今後の活用計画等、将来に向けてどのように整備						
1		1						

2 出席議員は次のとおりである(17名)

1番	陶	Щ	良	尚	議員		2番	神	武		綾	議員
3番	上			疆	議員		4番	芦	ĮΙΚ		茂	議員
5番	小	畠	真目	自美	議員		6番	長	谷川	公	成	議員
7番	藤	井	雅	之	議員		8番	原	田	久	美子	議員
9番	後	藤	邦	晴	議員		10番	不	老	光	幸	議員
11番	渡	邊	美	穂	議員		12番	門	田	直	樹	議員

 13番
 小
 栁
 道
 枝
 議員

 16番
 村
 山
 弘
 行
 議員

 16番
 村
 山
 弘
 行
 議員

3 欠席議員は次のとおりである

橋 本 健 議員

なし

18番

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(26名)

市 長 井 上 保 廣 副市長 平島鉄信 教 育 長 木村甚治 総務部長 濱 本 泰 裕 中島俊二 地域健康部長 古川芳文 市民福祉部長 辻 友 治 松本芳生 建設経済部長 上下水道部長 教育部長 堀 田 徹 会計管理者 今 泉 憲 治 総務課長 友 田 浩 経営企画課長 山浦剛志 公共施設整備課長 原口信行 地域づくり課長 藤田 彰 元気づくり課長 井浦 真須己 スポーツ課長 大 塚 源之進 生活環境課長 田中 縁 市民課長 田村幸 光 福祉課長 介護保険課長 平田良富 阿部 宏亮 都市計画課長 今 村 巧 児 建設課長 眞 子 浩 幸 観光経済課長 大 田 清 蔵 社会教育課長 井 上 均 石 田 宏 二 上下水道課長 監査委員事務局長 渡 辺 美知子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(4名)

 議会事務局長
 篠 原
 司
 議 事 課 長
 櫻 井 三 郎

 書
 記 松 尾 克 己
 書
 記 山 浦 百合子

再開 午前10時00分

~~~~~~ () ~~~~~~

○議長(橋本 健議員) 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会 を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、12人から提出されております。

そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日11日6人、12日6人の割り振りで行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第1 一般質問

〇議長(橋本 健議員) 日程第1、「一般質問」を行います。

17番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

○17番(福廣和美議員) 皆さん、おはようございます。

総合体育館も竣工式を間近に控え、今日は2点についてお伺いをします。

まず、現在あります太宰府市体育センターについてでありますが、今後の体育センターについて、私は近い将来像として解体し、福祉の拠点として、まず駐車場として整備をしたらとかねてから思っておりますが、検討委員会等をつくり協議をする考えはないのか、1点目お伺いをいたします。

2点目は、以前の一般質問で市長からはつくる旨の考えをお聞きしておりますが、現状の進 捗状況について、またいつごろ制定をする考えなのかについてお伺いをいたします。

再質問は議員発言席にて行います。

- 〇議長(橋本 健議員) 地域健康部長。
- 〇地域健康部長(古川芳文) おはようございます。

本日トップバッターでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまのご質問、1件目の太宰府市体育センターにつきましてご回答を申し上 げます。

太宰府市体育センターの今後の方針につきましては、さきの6月定例議会におきましてご説明をいたしましたが、利用者が毎年5万人を超え、多種目の競技が行われ、定期利用では30余りの団体が日々の練習だけでなく、小・中規模の大会を年間20回以上開催しておられます。体育複合施設が完成いたしますと、市民大会レベルのものは会場をそちらのほうへ移行することになると思いますけれども、その後も体育センター周辺地域の皆様のスポーツ施設として多く

の利用があるものと考えております。また、市の主催事業、ルミナスや保育所のイベント利用 もありまして、市民の中では気軽に利用でき、健康づくり、生きがいづくりにおいてなくては ならない施設となっております。今後も、周辺地域の身近な生涯スポーツ活動の拠点施設と位 置づけまして、市民の皆様に提供していきたいと考えております。ただいまご意見をいただき ました福祉の拠点としての整備につきましては、今後の公共施設整備計画の中で検討していき たいと、このように考えております。

以上でございます。

〇議長(橋本 健議員) 17番福廣和美議員。

○17番(福廣和美議員) 今の部長のお考えは今までも何遍もお伺いをいたしておりますが、それを踏まえた上で私は質問をしているつもりでございます。今の市の考えは市の考えとしてお伺いをしときますが、私はこういう考えをですね、いろいろな市民の方にお伺いをしております。やはりあそこは福祉の総合拠点にするべきではないかという意見がもうほとんどです。あそこは必要だという意見はですね、今までかなりの人数の人に聞いておりますが、一人もいません。そういう考えがあるのかどうかということでこの近辺の人に聞いても、いやあそこは駐車場もないし、利用がしにくいと。福祉で利用される方についても利用がしにくい。体育施設を使う人についてもですね、それは徒歩とかバス等で来られる方はいいでしょうけれども、遠くから来るには余りにも利用しにくい場所であるというのが大半の声であります。そういう声を受けて総合体育施設を今回つくろうとされていると、私はそう理解を今までもしてきましたし、そう理解をいたしております。

一遍ですね、アンケート調査等をとってどうすべきなのかという方向をですね、それは今部長が言われたように人数が増えているかもわかりません。それであるならば、なおさらその方たちに総合体育館を利用してもらうと。それのほうが総合体育館の使用の頻度も上がるし、私は有効的ではないかという考えを以前から持っております。どうしてもあそこの体育館が必要なのかどうかというのはわからない点が私は多いんですけれども、今言われたようなせっかくあそこに総合福祉センターもあるわけですし、老人福祉センターもある。公共施設が3つもあるわけですから、そういう人たちが利用しやすいように、福祉で利用される方々はもうほかに駐車しないとあそこに来れないという状況がずっと続いているわけですから、ぜひともですね、私はあそこはできるだけ早目にそういう方向に考えてみたらどうかという考えを持っておりますが、再度お答えをよろしくお願いします。

〇議長(橋本 健議員) 地域健康部長。

○地域健康部長(古川芳文) この体育施設のあり方といいましょうか、考え方になってくると思いますけれども、体育施設の中には周辺地域に開放するような地域に密着したスポーツ施設、それから今回体育複合施設として建設を予定しておりますような総合体育館的な機能を持つ施設と、このように大きく分類できるのではないかというふうに思っております。ただ、この体育センターがこれまでの経緯の中で体育複合施設、総合体育館的な機能をある程度果たしてき

ました。ただ、平成28年2月以降はその機能は先ほど申しましたように市民大会レベルのものは体育複合施設のほうに移っていきますけれども、この周辺地域、特に白川、五条、その近辺になろうかと思いますけれども、そういう周辺地域の方のスポーツ活動の拠点施設という役割は今までと変わらないものがあるというふうに思っておるところでございます。

また、現在太宰府市にありますスポーツ振興基本計画、これがちょうど5年目を迎えますので、その内容の検討、後期計画に向けた検討を行っておるところでございますが、平成28年2月には申しましたように体育複合施設ができますので、これまでの体育施設のあり方、そういうものを総合的にですね、整理をする必要があるだろうというふうに思っております。したがいまして、施設によっては種目の限定が入るかもしれません。その体育館によっては中規模、県民体育大会ぐらいまでの大会は消化できますよ、市民レベルのものはここでできますよ、広域的にこの辺に広げれば幾つかの体育館を使えばこれぐらいの規模の大会はできますよ、そういうふうな施設のあり方そのものも検討していく時期になるのかなというふうに思っておりまして、ちょうど今審議会で審議をしていただいておりますが、その辺も含めた答申をいただきたいなというふうに実は考えておるところでございます。そういうご意見も参考にしながらこれまで整備をしてきました体育施設の位置づけ、そういうものをある程度明確にしていきたいというふうに考えておるところでございます。議員さんのご指摘の駐車場の関係でありますとか、その辺はこれまでのご説明でも申し上げましたようにかなり以前は駐車場に困っておりました。ただ、今は市役所周辺の駐車場がかなり整備をできておりますので、その辺で大体今の大会規模のものは収容できるだろうというふうに思っております。

また、現在の体育センターで行われております、これはもう卓球大会がほとんどになりますけれども、ごらんになっていただきたいと思います。あの卓球台をずっと設置をしてどれだけ周りに観客が寄りつけるか、大会の支障のない範囲で運営ができておるか、そういうものを実際に見ていきますと、やはり競技運営の立場から申しますとかなり手狭、公式戦をとれるような状況ではございません、環境整備がですね。そういうところは今回の総合体育館機能のほうに持っていくといたしましても、先ほど申しましたような地域のママさんバレーボールでありますとか、地域の卓球の練習でありますとか、そういうふうな開放は当分の間していきたい。

また、今回の質問を受けましてちょっと調べましたところ、実はですね、この体育センターの変遷ということになりますけれども、昭和52年3月19日に体育センターが建設をされております。このときのかかる費用がですね、約1億1,000万円かかっております。体育館そのものの共有といたしまして、太宰府町と雇用促進事業団の共有ということになっておりました。この費用の約1割程度を町が負担をいたしておりますが、そのほとんどが雇用促進事業団のほうで支払いをしていただいておるという過去の部分がございます。それで、この雇用促進事業団が平成11年に雇用・能力開発機構というものに変わっておりますけれども、その後平成15年3月31日にこの雇用・能力開発機構から太宰府市がこの体育センターを買い上げております。このときの費用が175万円ですね。ですから、雇用促進事業団が出しました約1億円の費用から考

えますとかなりの格安で買い上げた。確かに減価償却ということもありますけれども、金額を比較しましてもかなり格安で購入できたと。それに伴ってですね、その後も耐震の診断でありますとか、耐震の補強工事でありますとか、そういうものもやってきましたので、当分の間はそういう経過を見ていきますとすぐに体育センターを壊して駐車場にするということは難しいだろう。ただ、議員ご指摘のような福祉ゾーン的な考え方は今の公共施設全体が改修時期に来ておりますので、それぞれの施設の役割、そういうものをもう一度精査しながら全体としてどうなのか。例えば今、太宰府病院の下に子育ての総合子育て支援施設としての整備をしております。ここは保育所と子育て支援センターを併設しております。そういうふうな考え方を持って今後の公共施設がどうなのかということもご指摘のとおり今後の検討課題になってくるだろうというふうに思っておりますので、今のところはご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

- O議長(橋本 健議員) 17番福廣和美議員。
- ○17番(福廣和美議員) ご理解は十分しとるつもりですが、いわゆるですね、今回いろいろな問題といいますか、反対の運動も起きて体育館が3つも4つもどうして必要なのかということも出されておりましたが、地域的なことで必要だということはわかりますよ。当然その役割を今までも果たしてきたわけですから、そういう意味合いでのことはよくわかるんですが、今回その国士舘跡の購入をされた、一遍総合的にそういうその計画の中で考えてみるということでございますので、それはそれで私はお願いしたいと思いますが、あそこを駐車場にする、そして利用しやすいようにする、そしてその上にもし何か福祉に関するものをつくるのであればその上につくっていけば駐車場としての機能はずっと続くわけですから、私はそのようなことをいろいろ考えてみたりはいたしてまいりました。ぜひ私は今すぐ壊せということは言っているわけではないので、ぜひ検討してほしいと。このことを議題に上げてですね、市民挙げて一遍どうしていくべきなのかということの検討をされたらいかがかなと思いますが、再度お答えをよろしくお願いします。
- 〇議長(橋本 健議員) 地域健康部長。
- **〇地域健康部長(古川芳文)** ただいまいただきましたご意見は貴重なご意見として今後の公共施設全体の計画の中で当然検討させていただきたい、このように思います。
- O議長(橋本 健議員) 17番福廣和美議員。
- **〇17番(福廣和美議員)** この問題はですね、私もう二度と質問する機会がありませんので、よろしくお願いしておきたいというふうに思います。

それでは次、お願いします。

- 〇議長(橋本 健議員) 地域健康部長。
- ○地域健康部長(古川芳文) それでは、2件目の空き家条例につきましてご回答申し上げます。 平成25年12月定例議会におきまして福廣議員よりご提案がございました空き家に関する条例

につきましては既に先行して制定している市町村条例などの内容や本市における空き家の実態 把握と調査方法、アンケート調査等につきまして、制定に向けた調査研究を行ってきたところ でございます。このような状況の中で、空き家対策の必要性を提案されていました福廣議員の ご指摘のとおり、国におきましてもさきの国会で議員提案により空家等対策の推進に関する特別措置法案が提案され、11月19日、可決成立したところでございます。この法律では、倒壊等 の危険性のある空き家や著しく衛生上有害となるおそれのある空き家などを特定空き家等と定義をいたしまして、具体的な対応をとることができるように定められましたほか、空き家などへの立入調査や固定資産税情報の内部利用が可能となるなど、かなり実効性のある法律になっております。また、地方自治体は国により策定される基本指針を受けまして地域の実情を勘案 した空き家等対策計画を定めることができるようになっておりまして、空き家の活用等についても情報提供や活用対策に努めることとされております。このように条例の内容として必要な項目がほぼ盛り込まれておりますことから、今後は特別措置法の施行にいち早く対応できるよう本市の実情に即した空き家等対策計画を策定したいと、このように考えております。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 17番福廣和美議員。
- **〇17番(福廣和美議員)** それで、先ほど言いましたように今の状況から見るとですね、大体い つごろの制定を目指しておられるのかについてお伺いします。
- 〇議長(橋本 健議員) 地域健康部長。
- ○地域健康部長(古川芳文) ただいまご回答で申し上げましたように今回成立いたしました特別措置法では、市町村の責務として国の定めた基本指針に基づき市域内での空き家等に対する対策を総合的かつ計画的に実施するための計画を定めることができるとされております。そこで、法の成立を受けて、独自条例の制定については今の段階では必要はなくなったのではないかと考えておりますけれども、法の施行に向けまして計画策定や施策実施のための条例、規則等の制定が必要となるような場合は改めて検討したい、このように考えております。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 17番福廣和美議員。
- ○17番(福廣和美議員) ぜひですね、太宰府に合った空き家条例といいますか、そういったものを制定していただきたいなと。これをつくる必要性があった地方においてはですね、悪い点とかそういうのがもう見えてきているわけですね。それはそれなりに国の法律ができていますのでいいでしょうけれども、新たに今先ほど部長が言われたようにどう空き家を活用するかというところがですね、各地方によって随分違うところがその都市、その市によって行政によって違う点が出ているのだろうと、我々も今まで空き家条例をつくったところを先進地といいますか、先につくったところをいろいろお伺いをして勉強をしてまいりましたが、そこが違うようでございますので、ぜひ太宰府に合った、これは高齢化対策にもなるでしょうし、障がい者対策とか、また今新しく保育園をつくって待機児童がゼロになるという方向ですけれども、こ

れは今の問題であって将来像もそうなのかというのはわからないところがありますので、いろいろな対策にこの空き家を利用できるようなですね、太宰府独自のぜひ条例を考えていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思いますが、この1点、2点、今までも何遍も私も協議会等でも申し上げてまいりましたが、最後にこの問題に限ってですが、市長のご意見がございましたらお願いします。

〇議長(橋本 健議員) 市長。

〇市長(井上保廣) 内容的には、ただいま部長のほうから回答したとおりでございます。2014年 の現在でございますが、高齢化率が24.9%ほどで1万7,000人以上おられる。これが2040年にな りますと2万人を超えるというふうな状況、高齢化率も30%を超えていくというふうな状況に ございます。そういった中で、高齢者が増えるわけでございますので、住みなれた地域の中で 安心・安全のやはり過ごし方をするためには空き家等を活用したサロンでありますとか、いろ いろな転用の方法も出てくるだろうと。また、それだけ供給、需要もそれに見合うような形の 中で供給も必要になってくるだろうというふうに思っているところでございます。今、空き家 等については空き家になったがために青少年の健全育成を阻害するというふうな側面も一方で はございますけれども、福祉の増進のために活用するというふうな視点の中でこの空き家等々 を活用していく必要があるのではないかというふうに思っております。幸い国のほうの議員提 案によりまして空家等の対策の推進に関する特別措置法案が今提案をされまして、11月19日に 可決成立をしたところでございます。あと、いつから施行されるのかというふうなことを受け まして条例の委任等々があれば条例をつくり、そして市に今ご指摘のように太宰府市に合うよ うな形の中での体系づくり等も行っていく必要があるだろうというふうに思っております。ま ずは、この国のほうで特別措置法が可決成立しましたことから、この法律に沿った対応をして いきたいと、このように思っております。

以上です。

〇議長(橋本 健議員) 17番福廣和美議員。

○17番(福廣和美議員) ありがとうございました。

この問題についてはもう最後にいたしますけれども、あと一回だけチャンスがございますので、ほかの点について今までやり残したことをですね、考えて、またあと一回だけ質問をする機会を頑張っていきたいというふうに思います。今回は一般質問ありがとうございました。

○議長(橋本 健議員) 17番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

次に、6番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

[6番 長谷川公成議員 登壇]

〇6番(長谷川公成議員) ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2件について質問させていただきます。

平成26年3月でスポーツ推進委員の2年の任期が終了しました。本市のスポーツ推進を率先 して行い、市民の皆さんの健康づくりや体力づくりの一助を担うため、また子どもの体力低下 が浮き彫りとなる中、春先に行われる小学校の体力テストの指導やお手伝いを行えるよう、全 委員中8割以上の委員は次年度から2年間の継続を希望していたところ、新年度より教育部局 から市長部局へと機構改革がなされた途端、何の事前説明もなく、平成26年4月、突如として 市長により太宰府市スポーツ推進委員は解散させられました。この解散により、体育の日の行 事で混乱を来した小学校校区や、また地域健康フェスタ等で行っていた体力テストや健康体 操、軽スポーツ体験、健康指導等、市民の皆さんの健康、体力づくりの一助ができずに非常に 悔しい思いをしました。なぜ井上市長は軌道に乗ってきた市民の健康、体力づくりのためいろ いろな資格を取得した委員や、知識を持ち情熱的に活動を行ってきた今までのスポーツ推進委 員を解散させたのか、井上市長の言葉で伺います。

次に、2項目めの太宰府史跡水辺公園の指定管理者について伺います。

以後、市民プールで伺います。

私ごとで恐縮ですが、小学校低学年から水泳を習い、太宰府中学校では水泳部に所属し、その後大学時代には4年間水泳のコーチをしておりました。大学4年のときには当時水の事故が多発していたため、自発的に日本赤十字主催の救急救命講習を4日間にわたり受講し、改めて人命はとうといものだと認識し、その後の指導に生かしてきました。大学卒業後、就職いたしましたが、腰痛を患い、苦悩の日々を過ごしておりましたが、腰痛には水泳がいいということで市民プールでリハビリをしておりました。その当時の管理は、私が思うに監視員の態度も悪く、余りにもずさんな対応で、何度も注意したのにもかかわらず全く改善されることはありませんでした。その後、私も民間スポーツクラブで働き出したので、数年は利用することもなく、財団から民間に変わったというのは議員になってから知りました。ここ数年は、我が子ができ、水なれのためと水泳指導をするため市民プールを利用しておりますが、現段階の民間指定管理者の管理、運営は以前よりも安全に安心して快適に利用させていただいております。にもかかわらず、今議会に提案しておられる議案第53号に関して全く理解できません。なぜ民間指定管理者から財団を指定管理者に指定するのか、納得いく説明を求めます。

2件目は、星ヶ丘保育園横交差点で起きた事故について伺います。

先月11月28日金曜日午後3時半ごろ、星ヶ丘保育園横交差点において車と2人乗りバイク事故による、起こってはならない交通死亡事故が起こりました。私は、この交差点の危険性については地元でもありますし、再三問題提起をしてまいりました。このような悲惨な事故報告を受け、早急な対応が必要だと私は思いますが、市の見解をお伺いいたします。

答弁は件名ごとに、再質問は議員発言席にて行います。

- 〇議長(橋本 健議員) 地域健康部長。
- ○地域健康部長(古川芳文) 市長より回答ということでございますが、私のほうからご回答を申し上げます。

まず、1件目のスポーツ振興、スポーツ施設についての1項目めのスポーツ推進委員についてご回答を申し上げます。

スポーツ推進委員の皆様には昭和36年にスポーツ振興法が制定されて以降、体育の日の行事を初め、数多くのスポーツ事業に取り組んでいただき、また体育協会や総合型地域スポーツクラブなどの設立にもご尽力いただくなど、太宰府市の生涯スポーツの振興に大きく貢献をしていただきました。平成23年にスポーツ基本法が制定され、これまでの体育指導委員からスポーツ推進委員へと名称が変わりまして、これまでにも増して地域に密着した活動が期待されているところでございます。

また、本年4月の機構改革におきまして、地域健康部を新設をいたしましたけれども、これまで縦割りで行ってきました多くの事業を市民の健康づくり、生きがいづくりを大きな目標とし、地域を中心に横の連携を充実させた取り組みを実施していくことにいたしております。今回のスポーツ推進委員の委嘱につきましては、機構改革に合わせ、これまで以上に地域とのつながりを充実させるため、本年4月からの選出方法を改め、地域やスポーツ団体からの推薦とし、つながりをより強化していくことといたしたところでございます。前委員の皆様には、この趣旨を事前に十分お伝えするいとまがなく、3月末の通知と、5月に入りましてからの経過説明となり、大変申しわけなく思っております。ただいまご説明いたしましたように、本年3月末の任期満了に伴い、選出方法を個人に直接お願いいたしてきました方法から、地域やスポーツ団体からの推薦方法に改めたことによるものでございまして、スポーツ推進委員会を解散させたということではございません。どうぞご理解いただきたいと思います。

なお、これまでスポーツ推進委員としてご就任いただいてきました皆様にも、今後ともそれ ぞれの地域の中で地域スポーツの振興にご尽力いただきたいと、このように考えております。 次に、2項目めの太宰府史跡水辺公園、市民プールを民間指定管理から財団法人に指定する 理由についてご回答申し上げます。

史跡水辺公園につきましては、現在シンコースポーツ株式会社を指定管理者といたしておりますが、来年3月末で契約期間が満了することに合わせまして、市民の健康づくり、体力づくり、さらには生きがいづくりを具現化していくため、地域健康部内の連携と同時に、他の部署と連携を図りながら史跡水辺公園において市の主体的な事業を実施することといたしております。このようなことから、市の出資法人であり、公益財団法人であります太宰府市文化スポーツ振興財団であれば、市の方針に合わせ、ますます連携強化が望めると、このように判断したものでございます。これまでのプール事業に加えまして、市の主体的な事業を実施することで、より身近な施設となり、市民サービスの向上につながるよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 6番長谷川公成議員。
- ○6番(長谷川公成議員) 通告書でも答弁書は市長、私原稿でも市長、壇上でも市長という言葉を連呼しておりましたが、市長はお答えにならないということですね。もう議員軽視というか、一般質問の意味がないですね。市長という答弁書に書くところのですね。理解に苦しみま

す。

今、部長の答弁では、横の取り組みを充実させというふうな地域との連携というふうにおっ しゃられましたが、じゃあ今までは横の連携もなく地域とのそういったかかわりもしてこなか ったというふうに理解しますけれども、そういった理解でよろしいんですか。

- 〇議長(橋本 健議員) 地域健康部長。
- ○地域健康部長(古川芳文) ただいまの説明でそういうふうにとられたということであれば申しわけないと思います。そういうことではございません。これまでもスポーツ推進委員の皆様にはスポーツ推進委員として市全体の事業の企画立案でありますとか、そういうものにもろもろ取り組んでいただいてきました。それとあわせまして、この体育の日の行事をそれぞれ地域で実施するようになったころからですね、特に地域スポーツのほうにはしっかりかかわりを持っていただいて取り組んできていただいたと、このように理解しております。したがいまして、両面を役割を担っていただいたと、このように理解をしております。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 6番長谷川公成議員。
- ○6番(長谷川公成議員) 過去のスポーツ推進委員の皆さんは44行政区あって、例えばその中で地域で体育部長さんとかしてあった方に今度体育部長をやめられるといった情報があれば、そういう方に声をかけてスポーツ推進委員になりませんかと、そういった形で委嘱があったわけですよね。当然地域との連携も十分あったわけですよ。しかし、今回の任命においては最初の人選はですね、私が説明を受けましたけれども、小学校区域から自治会のほうにお願いをして推薦者を出してもらい、その中で選んでいただくと。そのように聞いておりました。今回のそのスポーツ委員さんどなたがどのようになられ選ばれたのか私は存じ上げませんが、ちゃんとそのルールにのっとって任命されたのか、伺います。
- 〇議長(橋本 健議員) 地域健康部長。
- ○地域健康部長(古川芳文) 体育指導委員からスポーツ推進委員に名称が変わりました。これは 先ほど回答の中で申し上げましたが、これまでの変遷について少し時間をいただいてよろしゅ うございましょうか。先ほど申しましたように昭和36年に体育指導委員がスポーツ振興法に基 づいて規定の中で設置をされました。当時の状況を申し上げますと、今のように体育協会であ りますとか、よか倶楽部、スポーツ少年団、いろいろなスポーツ活動がまだ皆無に等しい状況 のときです。したがって、体育指導委員の役割としては全市的なスポーツ振興をどのように図 っていくかというところでいろんな論議をしていただいたと、このように思っております。私 が昭和53年に入庁いたしましたが、当時まだ体育協会が設立されたばかりの時期でございまし たので、まだまだ事業そのものに対するかかわりは体育指導委員会の中でも協議をしていただ いておりました。当時は太宰府町町民球技大会というのを実施しておりましたが、体育の日の 行事としてですね。それの実施要綱とか、そういうものも全てこの委員会の中で協議をし、説 明会を開いて大会の運営まで全てかかわりを持って実施をしていただいておりました。そうい

う時代の体育指導委員の持たれた役割からいろんな団体が育成され、それぞれの団体が自主運 営をできるような状態に今なってなってきたということで、平成22年3月に策定をいたしまし た太宰府市におけますスポーツ振興基本計画、この中の3つの柱がございます。長谷川議員も よくご承知と思いますが、競技スポーツ、青少年スポーツ、そして地域スポーツと、この競技 スポーツは体育協会を中心に、青少年スポーツは学校現場であるとかスポーツ少年団であると か、その辺を中心に運営はできていきますけれども、地域スポーツは今自治会制度が発足をし て、それぞれの校区自治協議会の中に体育部というのができております。そういうところとの つながりをしっかりこのスポーツ推進委員の方には持っていただいてですね、これからの地域 スポーツに大きくかかわりを持っていただきたいというふうに思っておるところでございま す。したがって、先ほど議員がご指摘されたように、これまでの体育指導委員の選出について は回答の中でも申し上げましたが、一本釣り方式といいましょうか、あなたお願いできません かというやり方ですね。ここにこういう人がいるからこの人にお願いしたいとか、そういう流 れでやってきました。ただ、地域とのつながりを強化していくためにはやっぱり地域の人たち が自分たちの中から選出をした委員なんだという自覚を一つは持っていただきたいというふう に思いましたので、今回は全部に推薦という形にはなりませんでしたけれども、今年がその第 一歩としてですね、ご紹介をいただいたところもございました。ですから、これを継続しなが らそういう選出の方法をとって地域とのつながりをさらに強化をしていきたいというふうに思 っておりますし、スポーツ推進委員の方にはそういうところでの力を存分に発揮をしていただ きたいというふうに考えておるところでございます。したがって、先ほど申し上げましたよう に選出の方法自体のあり方を今回根本的に改めたという部分でございますので、そのように理 解をしていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〇議長(橋本 健議員) 6番長谷川公成議員。

○6番(長谷川公成議員) はい、理解していますよ、はい。ですから、その説明では私が聞いているのは自治会長さんとか、校区自治協議会のほうに推薦者を出してくれとおっしゃられたんですよね。説明されたんですよね。ですから、自治会長さんたちは必死になって、じゃあ頑張ってその推薦者を2名出そうとしていたわけですよ。しかし、その出していたのにもかかわらずどなたが出されて市がどういった判断されたのかわかりませんが、却下されたと。その後にまた自治会長さんたちから話を伺うと、また候補者を探さないといけないからというふうに探していたらしいです。そしたら、その探している最中にですね、突如として市のほうからもう決まったからいいですよと、そういうふうに言われたと。そういった校区自治協議会もあるわけですよ。これはどういったことなんですか。ちょっと説明してください。

〇議長(橋本 健議員) 地域健康部長。

○地域健康部長(古川芳文) 今回のスポーツ推進委員のご紹介につきましては担当課長と担当 者、それぞれ校区自治協議会の役員会に全部出向きまして、趣旨説明を行ってお願いをしてま いりました。そこから選出、紹介をしていただいた方には直接スポーツ課のほうで受けまして、その方にお会いして話を進めたという経過でございます。私のほうではその紹介を受けた 人を却下するというふうなことの報告情報はございません。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 6番長谷川公成議員。
- ○6番(長谷川公成議員) そしたら、ちゃんと小学校区で任命された推薦者の方はちゃんと自治会長さんあたりが探して、その校区自治協議会で任命された人たちが今回スポーツ推進委員になってあると。市からのそういったこういう人がいますよなんていうことはないですね。
- 〇議長(橋本 健議員) 地域健康部長。
- ○地域健康部長(古川芳文) 先ほど申しましたように基本的にはですね、各校区から2名ずつ、そしてスポーツ団体のほうからも推薦をしていただいて、専門的な方と地域に密着した方と、両方合わせた体制をとりたいというのが根本的な考え方です。ただ、今回は先ほど申しましたようにその第一歩というところで終わりましたので、全ての委員さんを推薦紹介をしていただいたということにまでは至っておりません。ただ、経過を今回11月の校区役員会の中で全体役員会の中で報告を差し上げて、それぞれ紹介なりしていただいた委員さんの決まった部分についてはこの方が今回校区の担当として地域のスポーツに一緒に取り組んでいきますよという紹介はですね、各校区を回りながら2人ずつの紹介はしていくようにお話をしているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 6番長谷川公成議員。
- ○6番(長谷川公成議員) 何か第一歩ですから、要するに自治会から上がっていない人も実際いるわけでしょう。その校区自治協議会から違うんですか。だから、部長の説明はよくわかりますよ。もう私もそういった説明聞きましたから。だから、私が言っているのは全然だから当初言っていたことと今決まったことが全然とは言いませんけれども違うじゃないですかということを言っているんですよ。最初は、その校区自治協議会の中で2名ちゃんと推薦した人たちを選びますという話だったのに、じゃあそれはだから、一生懸命探してきてもそういうふうなのも却下というかですね、この人ははまらないからと、要するにだから却下ですよね。そういったことをされたと。結局、人がいないと、また探している最中に市のほうから決まりましたよと言われたと、そういう事実はないんですか、そしたら。
- 〇議長(橋本 健議員) 地域健康部長。
- ○地域健康部長(古川芳文) ただいま申し上げましたように全ての委員さんが紹介という形にはなっていません。ただ、自治会からの紹介の方もおられますし、体育協会とかスポーツ少年団とかよか倶楽部からの紹介もございます。そういう方に直接お話をして了解をいただいたところで10月31日の日に委嘱状を交付いたしました。ただ、先ほど議員さんもおっしゃいましたようにいろいろな市内のスポーツ行事の中でスポーツ推進委員のかかわりというのは非常に大き

かったんです。ですから、市民の方にもこれ以上迷惑をかけることができないと。いろいろ協力をしていただいて行事は進行してきました。ただ、これ以上はもう難しいだろうというところで前委員さんのほうにもお願いした方が数名おられます。そういう形で今回は委嘱をしたという経緯でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 6番長谷川公成議員。
- **〇6番(長谷川公成議員)** 前委員さんの話が出たのであれですけれども、じゃあ今現段階でもう 15名はきちっと決まっているんですね。
- 〇議長(橋本 健議員) 地域健康部長。
- 〇地域健康部長(古川芳文) 13名の委員の方にご委嘱しております。
- ○議長(橋本 健議員) 6番長谷川公成議員。
- ○6番(長谷川公成議員) 前回と一緒で13名、大体15名が定数ですよね。ですから、何で15人に なっていないんですか。
- 〇議長(橋本 健議員) 地域健康部長。
- ○地域健康部長(古川芳文) 規則の中の定数でいいますと16名ですね。ただ、15名ということで内規でやってきておりましたけれども、現在は任期切れのときはちょうど13名でしたか、その定数までには少なくとも委嘱をしたという状況でございます。
- 〇議長(橋本 健議員) 6番長谷川公成議員。
- ○6番(長谷川公成議員) ちょっと冷静になりますね、はい。ちょっと待ってください。では、 話題は変わらないですが、ちょっと内容を変えます。体育の日の行事にですね、要するに先ほ ど部長は解散ではないと言いましたが、現場では解散というふうに捉えている人も多々いま す。体育の日の行事にそのスポーツ推進委員がいないものですから、職員に当時説明に行った 課長さんですか、ちょっとどなたかわかりませんが、いつになったらスポーツ推進委員さんが 決まるんですかとの問いにですね、8月下旬までには決まりますと言っておったらしいんです よ。しかし、結局ですね、体育の日の行事の間中、終わるまで決まらずですね、また要するに 市の説明不足なんですね。なぜこの現場にそういった今までいた人がいないのかとか、そういったきちっとした説明もなされていません。体育の日の行事で実際混乱しました、はっきり言 いますけれども。こういった事実があります。これについてはどう思われますか。
- 〇議長(橋本 健議員) 地域健康部長。
- ○地域健康部長(古川芳文) 確かにただいまご質問の内容については体育の日の行事のそれぞれの校区の中の実行委員会の中でお尋ねがあったということは聞いております。その中で今選出に取り組んでいると、まだそこまで至っていないという説明はその都度申し上げてきたというふうに報告を受けております。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 6番長谷川公成議員。
- 〇6番(長谷川公成議員) ですから、現場を混乱させたらやっぱりきちっとそういった説明が私

は必要だと思うんですね、反省会においても。そういったことも一切なされないで結局自治会のほうからなぜいないんだとか、そういったことで最終的にちょっと一悶着じゃないですけれどもそういうことがあったというふうにも聞いております。ですから、その8月下旬まで何の根拠で答えられたのかですね。結局決まったのは10月31日でしょう。要するに11月ですよね、動くのは。全然決まっていないじゃないですか。ですから、そういうことについてどう思われますかということを聞いている。

〇議長(橋本 健議員) 地域健康部長。

○地域健康部長(古川芳文) 先ほどの体育の日の行事の実行委員会には職員も担当者として2名 ずつ張りついて、また可能な限り課長も出席をしながらただいまご意見をいただいたようなことについてはご説明を申し上げてきたと。我々も早期にですね、委嘱したいという気持ちは十分持っておりました。紹介を受ければそこに出かけていろいろご相談もしてきましたけれども、なかなか快諾を得ることができないという部分もございました。それで、最終的には10月31日の委嘱という形になりましたけれども、13名のうち9名の方は新しい委員の方にご就任をしていただいたということでございますので、今までですとですね、1人、2人の欠員をどういうふうに補充するかということでなかなか補充できないという状況がございましたけれども、よく頑張ったなと、反面ですね、そういう気持ちもあります。ですから、地域の方、自治会長さんとか体育部長さん、それから地域の皆さん、皆さん方のご協力があって予定どおりの体育の日の行事。いろいろな足りないところはあったかもしれません。でも、予定どおりの内容で進行できたのかなというふうには思っております。

以上でございます。

〇議長(橋本 健議員) 6番長谷川公成議員。

○6番(長谷川公成議員) 5月だったですかね、古川部長がそのスポーツ推進委員会に来られて説明して、私はその場でそれはちょっと余りにも急だから、もう数カ月で見つけるのは多分無理だと思いますよと。ですから、1年間猶予を持って人選されたらどうですかというふうに提案しましたよね。そういうのも一切無視して今回のこういった経過になっているわけですね。本当委員を任命するまで約半年もかかっているんですが、自治会も相当苦労したと思いますよ。いきなりそうやって市から言われてですね、うん。若い人は恐らく仕事とかの都合でできないという人もいたでしょうし、時間的にですね、余裕もない人は。はっきり言って、そのスポーツ推進委員って簡単に言いますけれども、スポーツ基本法第32条、平成23年8月24日施行されている部分を読みますと、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うに必要な熱意と能力を有する者の中からスポーツ推進委員を委嘱するものとする。こういった一応基本法の中に明記されているわけですよ。果たして本当に今回その選んだ人の中にですね、こういった職務を行うのに必要な熱意や能力、情熱がある方が本当にいらっしゃって、もうずっと継続してもらわないといけないんですよ。できれば10年、15年、20年とですね。2年の任期だからって2年でやめてもらったら困るわけですよ。

そんなの地域とつながりできませんから。そういったことを踏まえてちゃんと任命されたんで しょうね。

- 〇議長(橋本 健議員) 地域健康部長。
- ○地域健康部長(古川芳文) 今回の13名、全委員の中にですね、20年前後就任していただいた委員さんもおられました、確かにですね。今回の選出につきましては先ほど申し上げたような趣旨で選出を紹介をお願いして、地域との密着をより強くしていきたいという考え方もございましたが、一面新しい人材の発掘ということもございました。一部の方に長年負担をかけるよりはやっぱりスポーツ振興に理解のある方を一人でも多く発掘をして、そういう体制の中で地域スポーツを進めていかないといけないだろうということもございましたので、今言われるように1年、2年でやめてもらってはそれは地域とのつながりできませんので、ある程度の年数がたてば次の方にバトンタッチをしていくというふうなシステムをやっぱり構築していくべきだろうというふうに思っております。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 6番長谷川公成議員。
- ○6番(長谷川公成議員) ですから、一番そういった委員さんを任命するにおいては体育部長さんとか、地域で活躍している方を私は任命するのが一番いいと思うんですね。そうすると、自治会長さんたちとももう最初に顔つながりもできていますし、例えば体育部長さんを2年、3年、4年とされている方に声をかけてされるのが私は理想だと思います、一からその地域と構築していくよりは。この問題はここまででいいです。

平成25年度のこの事務報告書、決算委員会のときにいただいたんですが、58ページ、スポーツ推進委員数13名、スポーツ推進委員活動回数延べ274回というふうにあるんですね。平成26年度の予算書を見ますとスポーツ推進費ということで報酬、スポーツ推進委員、それと費用弁償ですね、合計しますと二百数万円あるわけですよ。今回は10月31日に委嘱されて動き出すのが実際11月か12月かわかりませんが、残り数カ月しかないわけですよね。この予算ははっきり言って執行できないはずです。減額補正予算の提出が必要だと思いますが、どう考えますか。

- 〇議長(橋本 健議員) 地域健康部長。
- ○地域健康部長(古川芳文) 予算執行につきましては、10月31日に委嘱させていただきましたので、今後の活動に当たっての委員報酬、費用弁償として支出をしていきたいというふうに思っております。状況によっては、今おっしゃったような減額補正ということもあり得るかもしれませんが、それはそのときに判断をしたいというふうに思います。
- 〇議長(橋本 健議員) 6番長谷川公成議員。
- ○6番(長谷川公成議員) どう見たって、年間274回のいろいろ派遣事業等を行ってきてですね、10月、11月、1月、2月、3月で、この予算は絶対執行できないですよ。ですから、12月とかにはもう既に半額でもいいので減額補正を私は出すべきだったと思います。このスポーツ

推進委員費って、報酬と一応費用弁償、旅費ですから、これは例えば減額補正を出されてユニホームとかも必要でしょうから、そういったふうに繰りかえをするとか、そういったことは考えられないんですか。

- 〇議長(橋本 健議員) 地域健康部長。
- ○地域健康部長(古川芳文) 出ていただいた回数といいましょうか、平成25年度が274回ということでございましたけれども、平成24年度を見ますと309回ですね。新しく委員に就任していただきましたので、今までにないスポーツ推進委員自身の研修会なり、そういうふうなことも考えられると思います。したがって、トータル的に残された下半期の中でどれぐらいの回数になるかというのは今のところ未定ではございますけれども、最終的にはその辺でお支払いをしたいというふうに思っております。ただ、ユニホームとか、そういう問題につきましては新年度予算の中でですね、それは考えていきたいというふうに思っております。
- 〇議長(橋本 健議員) 6番長谷川公成議員。
- ○6番(長谷川公成議員) 要するに地域にやはりスポーツ推進委員というのは地域にまず望まれて、知識、情熱を持った方が私はなるのが一番いいと思いますし、やはり健康づくり、体力づくりは勉強しないとできるものではありません。あなたなって、はいわかりましたって簡単にできるものではありません。みずから率先して動く、汗をかかないことには私はスポーツ推進委員だとは思いません。ですから、私の地域、どなたがなられているのかちょっと存じ上げませんが、期待するのかどうなのか、ちょっとまだ見ていないのでわからないんですが、また地域からの課題として今回こういった問題を取り上げさせてもらいましたので、また何か課題、問題点があれば取り上げさせていただきます。1項目めはこれで終わります。

次に、史跡水辺公園なのですが、この民間から今、自分ちょっと不思議なのがなぜまた財団に指定管理者を委託するのか、私不思議でたまらなくてですね、他市においては大体財団が施設運営を行っていたところを指定管理者を公募し、大体そういうふうにして運営していくというのが今の倣いというか、非常に逆行しているような気がするんですね。これについてもう一回ご説明をお願いします。

- 〇議長(橋本 健議員) 地域健康部長。
- ○地域健康部長(古川芳文) 今の点につきましては、これまで市の重要課題とありました市民の健康づくり、体力づくり、さらには生きがいづくりを具現化していくために本年4月の機構改革に合わせまして地域健康部を新設をしたところでございます。地域健康部は地域活動とスポーツ、文化、環境を有機的に機能させて、元気で生き生きとした地域づくりへと結びつけていく必要があるというふうに理解をいたしております。例えば従来ですと健康づくりは旧保健センターでの健診事業を中心に病気の早期発見、治療あるいは健康指導という単体での課としての事業として展開をしてきました。これは、体力づくりにおきましても同様に、その業務を担うスポーツ担当部署の取り組みで終わっていたことも否めない事実であるというふうに理解をしております。そこで、今回の機構改革によりまして、これらの事業を連携をさせ、史跡水辺

公園を使って市の主体的な事業が有機的に展開をできないかというところが発端でございます。したがって、その趣旨に合うということで市の出資法人であります公益財団法人太宰府市 文化スポーツ振興財団を指定管理者として選定をしたというところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 6番長谷川公成議員。
- **〇6番(長谷川公成議員)** 今まで民間業者が9年間やってきていたわけですよね。そしたら、その間にですね、何件か、市の主体事業はやってこられていたんですか。
- 〇議長(橋本 健議員) 地域健康部長。
- 〇地域健康部長(古川芳文) 中にはですね、そういう事業も実施をしております、今までもです ね。ただ、今回は大きく市の考え方の方向を修正したというふうに言えばいいんでしょうか。 ですから、シンコースポーツがやってきました事業そのものが悪いので今回財団にかえるんで すよということではございません。確かに今の利用者の方からは好評を得ております。いろい ろなスポーツ教室、フロア事業であったり、プールを使った教室であったり、いろいろ展開を されています。それはそれとして評価をしておりますが、この部分についてはプールを活用す る上での事業内容というふうに理解をしております。したがって、これにプラス市の主体的な 事業がこのプールを使って展開できないだろうかというところが発想です。ですから、例えば ですね、対象を子どもとしましょう。子どもの対象には家庭にいる子どももいます。保育所、 幼稚園、それから小学校、中学校、高校に行っている子どもたちもいます。そういう子どもた ちをこのプールを使って何か事業展開をできないだろうかという、そこには窓口となる所管課 がおります。ですから、そこら辺を巻き込んでプールを活用した市の主体的な事業、いわゆる そういうふうな一言で言えばそういうふうになるんですけれども、そういう事業展開ができな いだろうかというところでございます。したがって、公益財団法人に今度かわりましたけれど も、太宰府市文化スポーツ振興財団であればそういうふうな市の方針に合って連携をしていき ながら、そういう事業展開ができるというふうなことでございます。ですから、これまでシン コースポーツ株式会社が行ってきた事業展開は当然財団がその内容は精査するにしても、それ は引き継いで実施をしていきます。それにプラス市の主体事業が加わるというふうに理解をし ていただければよろしいかというふうに思います。

以上でございます。

- O議長(橋本 健議員) 6番長谷川公成議員。
- ○6番(長谷川公成議員) ですから今の民間のシンコースポーツ株式会社さんが指定管理者って なっている間は市の主体事業はできないというふうにしかとれないんですよ。できないんです か
- 〇議長(橋本 健議員) 地域健康部長。
- ○地域健康部長(古川芳文) できないということではなくてですね、市の主体的な事業の展開の中では当然行政内部の業務分担も全部ひっくるめて全庁的に取り組んでいきますから、そうい

った面ではどうしても民間事業者というのはそこの事業所のやっぱり利を追求していく部分になりますので、公益財団であれば当然そこは公的な目的の事業が展開が中心になってきますので、そういうところは公の行政との趣旨が合致してより連携ができやすいというふうに理解をしていただきたいと思います。

〇議長(橋本 健議員) 6番長谷川公成議員。

○6番(長谷川公成議員) 今、部長、市の主体的な事業とおっしゃられましたけれども、これも 決算委員会のときにもらった平成25年度事業報告書、決算書、あと平成26年度の分もついてい ます。たしか昨年ですかね、歴史スポーツ公園、大佐野スポーツ公園は財団に指定管理者なさ れましたよね。そういった理由で恐らく財団に変更されたと思うんですよ。しかし、平成26年 度の体育施設管理運営事業を見てみると、硬式テニス教室初心者コース、春期、夏期、秋期、 冬期、年4期開催する。各期とも定員12名。次が、また硬式テニス教室中級者コース、これも 4期。春夏は定員12名、秋冬定員16名。これ3つ目、健康スポーツ教室仮称、11月予定、市民 の健康増進を目的とした運動教室を開催する、内容未定。これで本当にプールを使った市の主 体的事業なんてできるんですか。私はできないと思いますね。まず、そういった事業計画があ るんですか。ちゃんとしたこういった内容ですよというのがあれば教えてください。

〇議長(橋本 健議員) 地域健康部長。

○地域健康部長(古川芳文) 一つの例としてお示ししたいと思いますけれども、例えば小学校の低学年児童を対象にしたプール体験事業が考えられます、1つですね。現在、小学校での授業の一環として夏場に自校のプールを利用され、水泳指導の授業が実施をされていますけれども、小学校の低学年児童、特に1年生、2年生は身体的にも学校のプールでは水深が深く、また水泳になれ親しんでいる児童、いわゆるスイミングスクールに通っている子どもたちですね。との経験が全くない児童との格差があって、少しでも水になれ親しむために遊泳プールゾーンを夏場の本格稼働前に学校の授業のための開放としていくことが考えられると。いわゆる学校のプールでは水深が深いので、1年生、2年生の低学年にしてみればちょっと深過ぎるんじゃないかと。もう議員もご承知と思いますが、市民プールのほうには下にパネルを敷いて水深を浅くしてそこで指導ができるというふうな環境整備もできますので、できればそういうふうなところを学校のほうに提供しながら学校の中の指導の一環としても取り組みができるんじゃないか。それは一例でございます。だから、そういった形でいろいろなところで展開できるんじゃないかというふうに考えております。そのことがひいては子どもたちの体力向上につながっていくのではないかというふうに考えておるところでございます。

○議長(橋本 健議員) 6番長谷川公成議員。

○6番(長谷川公成議員) 全くわからないんですね。プールが1年生、2年生は深いって、浅い、太宰府南小学校なんか2コース浅いですよ。そういったところで授業していますけれどもね。私、実際プール入っていますから。市民プールで体験授業といったって、じゃあわざわざ遠い小学校から市民プールに通うんですか、授業中に。ちょっと全然理解できないんですよ、

ちょっと。体験授業ってプールでも実際できますよ。全然理解ができませんね。要するにそんなに事業計画もなく何か市の主体的な事業、主体的な事業って立派なことをおっしゃられるかもしれないですけれども、全く本当理解できません。

ちょっと質問変えます。10月末日現在でですね、この従業員数が社員契約されている方5 名、アルバイトの方27名いらっしゃるわけですが、そういった方も1回、じゃあ4月1日から もう採用しないといった理解でよろしいんですか。

- 〇議長(橋本 健議員) 地域健康部長。
- ○地域健康部長(古川芳文) ただいまのご質問については、現在のシンコースポーツ株式会社さんと財団の間で指定管理がかわることにおいて退職をされるような方がもしおられればですね、市内在住の方は特にそうですけれども、スムーズな移行ができるためにもそういう方を残してという協議はその中で進めているということでございます。
- 〇議長(橋本 健議員) 6番長谷川公成議員。
- ○6番(長谷川公成議員) 水泳というのは簡単に監視員になってというのはできないんですよ。 やっぱりきちっとした知識や当然本人も泳げないといけないですし、救命救急講習もきちっと 受けないといけません。ですから、アルバイトを急に募集したって、一からまたそういったこ とを指導していかなといけないわけですよ。全然理解ができませんね。主体的な事業というの は本当わからないです。年間の今の民間指定管理者、年間の教室数を聞いたんですが、 1,200教室やっているんですね。何も水泳だけではない。水泳教室500本、アクア教室が 300本、地下の会議室でも370本やっているんですよ。これが財団でできるんですか、4月1日 から。
- 〇議長(橋本 健議員) 地域健康部長。
- ○地域健康部長(古川芳文) 地下室を使いました事業、それからプールを使った事業、それぞれ大きく30個前後の事業を展開した中でこま数を入れるとそういうふうな数になってくると思います。ただ、今からの事業展開につきましてはですね、現在の財団のスタッフでそれができるというふうに申し上げているわけではございません。ただ、その実施の仕方、方法ですね、今から検討しながら講師団の中から講師をお願いしたり、部分的にはシンコースポーツ株式会社になるかどうかはわかりませんけれども、そういう専門事業者に委託をしながら事業展開をするなり、そういうふうな内容の詰めは今後していくことになるだろうというふうに思います。あと、先ほど申し上げたのは一例として小学生の部分だけを申し上げましたけれども、これは障がい者の方であったり高齢者の方であったりいろいろな内容が出てきます。ですから、その辺のところとのつなぎができないだろうかということも全体的な考えの中で実施していきた

〇議長(橋本 健議員) 6番長谷川公成議員。

以上でございます。

〇6番(長谷川公成議員) もう何回も言いますけれども、ですから今の段階で全然できないんで

いというふうに考えておりますので、誤解のないようにお願いしたいというふうに思います。

すか。だから、そのシンコースポーツ株式会社さんにこういった小学校の事業をしたいと。わかります、言っていること。ですから、受け入れてくれと。そういうことはできないんですか。市の主体事業をしたいから、例えば月曜日休館日ですよね。そういうときにできないだろうかとか、そういうことできないんですか。確かにそのシンコースポーツ株式会社さんは民間ですから利を追求すると思いますよ。そこはちょっと市の考え方と私は違うと思いますけれども。しかし、これだけきちっとしたスタッフがいてですね、何も一から私はやる必要はないと思うんですよ。今、部長おっしゃいましたけれども、1つ納得、もしその中で考えられるとしたら、納得する部分があるとしたら、例えば管理は財団がしますよと。運営はそういったその委託業者に任せてお任せするというのならまだ納得できますよ。そういった考えはないんですか。

- 〇議長(橋本 健議員) 地域健康部長。
- ○地域健康部長(古川芳文) 指定管理者の指定の中で例えば電気保安の部分は業者委託をしたりとか、部分的な委託はできますが、丸投げの委託はできませんよというふうな部分がございます。だから、そういうふうな条件を整理をしながらどの辺までができるのかという精査はするべきだろうというふうに思います。
- 〇議長(橋本 健議員) 6番長谷川公成議員。
- ○6番(長谷川公成議員) 皆さん聞いて本当に納得されているかどうかわかりませんが、財団、ですから今部長も言いましたけれども、専門委託業者に任せると。ですから、任せられるんだったらそのまま任せたってよかろうもんとこっちは思うわけですよ。もう全然理解できないですね。私が勝手に思っているところなんですけれども、要するに間違っていたら申しわけないのですが、何かはっきり言うと市長が今回財団に戻すというふうに方針されたわけですよね。市長じゃないんですか、副市長ですか、財団の理事長である。どなたがこれ戻す、財団にしようという話になったんですか、ちょっと教えてください。
- 〇議長(橋本 健議員) 地域健康部長。
- ○地域健康部長(古川芳文) 機構改革の趣旨に合わせてどういうふうな形にするかということは 今回の市民プールの分については検討をしてきたということでございます。最終的には市長の 決裁をとってそういうふうに判断をするわけで、財団のほうは理事長は副市長になりますの で、その辺で判断をしていただいて、ただこの件については市のほうからこういう趣旨で指定 管理に指定をしたいということでの事前協議はですね、これまで重ねてきたという部分はござ いますので、誰彼が勝手にどうのこうのということではございませんので、よろしくお願いい たします。
- 〇議長(橋本 健議員) 6番長谷川公成議員。
- ○6番(長谷川公成議員) 事前説明を行ったとおっしゃいましたけれども、結局ちゃんと説明したんでしょうね、内容は。こういったことで。私が伺ったところによると、ただ市の方針で市の方針で、それの一辺倒だったという話は聞いています。あと、9年間も一生懸命事故もなく

運営していただいた、そういった会社に関してですね、言い方は失礼かもしれないですけれど も紙切れ1枚で、はいありがとうございましたみたいな、そんなふうにはなっていないでしょ うね。

- 〇議長(橋本 健議員) 地域健康部長。
- ○地域健康部長(古川芳文) このシンコースポーツ株式会社さんの事業展開につきましては、私も3年間生涯学習課の課長として担当しておりました。よく頑張っていただいていました。いろいろなプールでの事故があれば速やかに対応されるとかですね、やっぱりすばらしい面はいろいろありました。ただ、申し上げたのは今回の方針に合う合わないという部分になりますので、シンコーさんが云々だからかえるんですよということではありませんので、それの誤解がないようにですね、ぜひお願いをしたい。今回の変更についてはスポーツ課のほうから説明をしているというふうに報告を受けておりますので、よろしくお願いいたします。
- 〇議長(橋本 健議員) 6番長谷川公成議員。
- ○6番(長谷川公成議員) もう何か言い方は本当に悪いかもしれないですけれども、納得が全くできません。昨日も私子ども連れて泳ぎに行ってきましたけれども、本当に子どもの水泳教室とかですね、大盛況でプールサイドに保護者の皆さんたちが入って写真とか撮っていましたけれどもね。何でそれをまた財団に戻すのか不思議でたまりません。私が過去財団が管理運営していたときに行っていたときには、そういった指導する人間がいないものですから、ほかのスイミングスクールからそのコーチを雇ってきていたのか、借りてきていたのかわからないんですが、そういった教室はしていました。でも、それは一回切りでした。その時間帯。でも、今も2時間いる中でもうずっとひっきりなしに子どもたちがもう大盛況なんですよ。いつも見たら満員御礼と、やっぱりうまいなと思います。子どもたちも楽しそうに泳いでいます。そういったものをまた一から崩してですね、私はやる必要はないと思います、はっきり言って。こういった事実があるというのはもう本当言葉は悪いかもしれないですけれども、何か天下り先が1つ増えたんじゃないかなと、そのようにしか捉えられません、はっきり言って。また、財団に来年かわるというふうな話なので、私もちょこちょこ泳ぎに行って、いろいろな面、また指摘できる機会があれば指摘させていただきたいと思います。これで1件目を終わります。

2件目をお願いします。

建設経済部長。

- ○議長(橋本 健議員) 2件目、回答をお願いします。
- **〇建設経済部長(辻 友治)** 2件目の星ヶ丘保育園横の交差点の死亡事故についてご回答いたします。

まず、事故に関してですが、筑紫野警察署によりますと、事故の発生日時は11月28日金曜日午後3時27分ごろということで、事故の状況としましては、市道緑台団地13号線を梅香苑から高雄台方面へと下っていたワゴン車と市道高雄・中央通線を高雄公民館のほうから高雄交差点方面へ向かっていた2人が乗る普通二輪車が星ヶ丘保育園横の交差点で衝突し、痛ましい事故

が発生したということであります。衝突箇所は、ワゴン車左側後部であったとのことであります。

この交差点に関しましては、保育園の朝夕の送り迎えの車両や小・中学生、高校生の通学路でありますことから、以前より筑紫野警察署と市で対策を協議し、数々の交通安全対策を施してきています。その対策といたしまして、梅香苑団地から高雄・中央通線へ向かう急な下り坂については交差点前にスピードを落とすことを目的でゼブラ状に施工した黄色の滑りどめ舗装及びスピードを落とすことになるドット線による減速標示や交差点注意の路面標示を行っております。公安委員会では、一時停止や横断歩道ありの看板の設置、30kmの速度規制を行っています。

また、交差点内には、高雄・中央通線を歩行者が横断する押しボタン式の信号機があります。これは、交差点内の車両の通過台数や歩行者の利用頻度等を考慮されて警察で設置がされています。しかし、交差点内の2カ所に横断歩道はございますが、この押しボタン式信号機は高雄・中央通線を横断するためだけのものであり、横断歩道の1カ所のみの制御となっております。

先ほども述べましたが、この交差点につきましては通学路の危険箇所でもあることから、市としましては一昨年から筑紫野警察署に対し4方向の車両信号機であります定周期信号機の設置要望の申請を行っております。さらに、本年8月には、市長が筑紫野警察署に出向き、直接筑紫野警察署長に定周期信号機設置の陳情書の提出を行い、市長から福岡県公安委員会への上申及び定周期信号機の設置を強く要望していただいております。この申請は、現在、筑紫野警察署から福岡県の公安委員会に上申されているとのことであります。

また、今月2日、筑紫野警察署交通総務係と建設課で事故現場において現場の状況の確認及 び早急な対応の実施ということで協議を行っております。筑紫野警察署からは、市としての対 策はとられてきているとのことでありました。今後につきましても、筑紫野警察署と連携しま して、定周期信号の早期の設置等を図りたいと考えております。

以上でございます。

O議長(橋本 健議員) 6番長谷川公成議員。

○6番(長谷川公成議員) バイクに乗っていた子、17歳でですね、1人亡くなって先日、意識不明だった子も何か亡くなったというふうな話も聞きました。その事故が起きたときにはですね、ちょうど娘が小学校1年生なんですが、1年生の娘がちょうど下校しているときだったんですね。あの信号を渡って自宅のほうに向かっていたらドンという音がしたと。振り返ってみたらバイクに乗っていた、その少年2人が倒れていて、余りうちの娘はそんなに深刻には考えていなかったみたいですけれども、とにかく血がすごかったと。その後、救急車3台や消防車3台、パトカーも五、六台とか来て、もう余りにも救命措置は行ったらしいんですが、心肺蘇生法ですね。押せば押すほどもうやはり大量に口から出血をして、余りにも悲惨な現場状況だったので、下校時の子どもたちには見せられないということで、ちょっと通学路を変えて誘導

していたそうです。今回、車とバイクだったんですが、もしそういった事故のときにですね、そのバイクとかが子どもの列に突っ込んだりとかですね、そういうことを考えると本当に恐ろしい気がしてなりません。ですから、一刻も早くですね、協議されていることはよくわかっています、私も何度も一般質問させていただきましたから。もうあの現場ですね、今年に入ってもう3回も4回も事故が起こっているんですよ。過去の答弁の中では確かに昼間の交通量は少ないです。でも、少ないけれども、そういった事故が多いというのはやはり何か問題があるということですね。ですので、早急に信号設置されるように願っております。亡くなられた17歳の少年2人には心から哀悼の意を表して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(橋本 健議員) 6番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで11時35分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時19分

~~~~~~ () ~~~~~~~

再開 午前11時35分

〇議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番村山弘行議員の一般質問を許可します。

[16番 村山弘行議員 登壇]

○16番(村山弘行議員) ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、2点について質問を行います。

まず、職員の新規採用に当たっての対応についてお伺いをいたします。

団塊の世代が退職時代となり、大量退職が既に始まっております。多くの企業がそうであるように本市においても例外ではなく、平成26年度末での退職者の予定数は25名になるのではないかと聞き及んでおります。今後、数年ではこれまでと同様相当数になるのではないかというふうに思われますが、その対策といいますか、対応について、一定の新規採用が必要と思います。また、今後、平成27年度、平成28年度の今後の採用予定がどのようになっておるのか、明らかになれば明らかにしていただきたいと存じます。

さらに、平成26年度末退職予定者の中で技師の退職が7名程度になるのではないかと聞き及んでおりますが、その退職に対しての新規採用は現状どのようになっているのか、お伺いをいたします。

本市と友好都市の多賀城市に技師1名を派遣を行っていると思いますが、この支援は当然と 理解しておりますが、大体4カ月で回っているとお伺いをしておりますが、1名派遣をされ て、残った技師の職員にはそれなりの負担が当然発生をしていると思います。さらに、加えて 国からの要請で発掘関係にも1名派遣がされているというふうにお伺いをしております。多賀 城市への派遣は技師でなければならないのかということと、平成27年度新規採用者予定者の中 に技師の採用状況がどのようになっているのか、お伺いをするものであります。 次に、佐野東まちづくりの今後の方針についてお伺いをいたします。

11月20日、第7回のまちづくり構想検討委員会が行われ、ほぼ終息ということではないかと思いますし、一定の方向性が出たのではないかと思います。このまちづくり構想検討委員会は、本市の附属機関として条例を改正してスタートしたことはご承知のとおりであります。したがって、この構想委員会の結論は、決して軽んじられるものではないと思います。もとより、この佐野東地区のまちづくりというものは、本市の第五次総合計画の中でも、その方向性は明らかになっていますので、この構想委員会の方針は、そのより具体的なものと存じます。そこで、お伺いいたしますが、この構想委員会の方針を今後どのように具現化するのかが最大の課題ではなかろうかと思います。

市長は、この地区の開発については、民間手法による区画整理を考えていると、その手法について述べられておりますので、当然地権者のご協力がなければ絵に描いた餅に終わってしまうという危機を抱いております。民間手法とはいえ、市の財政負担もそれなりにありますし、したがってこの構想委員会の見解を本市のまちづくりの核になるよう、あるいは本市のまちづくりの基本方針に位置づけなければならないと思いますが、ご見解をお伺いいたします。

また、構想委員会の結論を庁内で議論され、地元への説明等が必要と思われますが、具体的に今後どのような日程、あるいは運びになるか、お伺いするものであります。

再質問につきましては議員発言席で行わせていただきます。

# 〇議長(橋本 健議員) 総務部長。

○総務部長(濱本泰裕) 1件目の職員の新規採用に当たっての対応について、市長からということでございますけれども、私からご回答申し上げます。

職員の採用につきましては、職員の退職人数等を見込みつつ、必要な職員の採用を行っているところでございまして、平成27年度新規採用といたしましては、現段階で一般事務13名、さらに五条保育所が新たに建築され定員も200名と大幅に増員をしていることから、保育士3名を新たに採用することが決定しているところです。

また、平成28年度につきましても、退職者の人数や再任用職員の状況などを勘案しながら、 必要な人員の確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、ご質問にございます土木や建築の技師についてでございますが、平成25年度は建築技師を1名、土木技師を1名の計2名を採用し、平成26年度におきましては土木技師を1名採用したところでございます。平成26年度末の技師職員の退職者につきましては7名となっておりますので、平成27年度にも建築技師1名程度、土木技師1名程度を採用する予定にしております。

さらに、定年退職はされますが、再任用制度により、雇用を希望する技師の職員も数多くおられますので、再任用職員につきましては、この間職員として培った専門知識や技術、経験などを若い職員に継承していただけるように、その専門を生かせるような配置を行うとともに、再任用職員が意欲を持って働ける職場づくりの構築を行っていきたいと考えているところでご

ざいます。

次に、東日本大震災に伴います技師職員の派遣についてでございますが、平成24年度から本市の友好都市でございます宮城県多賀城市へ技師1名を3カ月から現在では4カ月のローテーションを組んで派遣をしており、これまで延べ11名の派遣を行っております。この派遣につきましては、今のところ技師を要望をされているということでございますので、技師の派遣を基本的に考えているところでございます。

また、文化財技師につきましても、文化庁の要請に応じまして、1回の派遣期間を3カ月と いたしまして、これまで2回、延べ2名の派遣を行っているところでございます。

このほかにも、震災発生直後に相談窓口業務や民家の文化財意向調査、被災家屋損傷判定などに携わる業務といたしまして、一般事務職員や文化財技師など、延べ13名の派遣を行ってきたところでございまして、現在まで総勢31名の職員を派遣したところでございます。

平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災につきましては、今日もなお日本全国から多くの市町村職員が復旧、復興支援のために派遣されているところでございまして、本市といたしましても職員を挙げて支援、協力をしていくことが必要であると考えております。この職員派遣につきましては、派遣された職員はもちろんのことでございますが、その職員の本市での仕事をカバーする職員も復興支援の一員として一生懸命になって頑張っているところでございまして、今後とも職員全体が一丸となって東日本の震災復興を支えていく取り組みを継続していきたいと考えているところでございます。

以上です。

## ○議長(橋本 健議員) 16番村山弘行議員。

○16番(村山弘行議員) 多賀城に派遣することについては当然理解をしておりますから、それは当然やっていかないといかんし、我々がいろいろあったときには全国から応援もいただいておりますから、このことについて異論があるわけではありませんが、実作業として技師でなければいけないのかなというのが実態としてどういう仕事を現地でされているのかというの、要望は技師という要望ということで技師をこちらから派遣をしているというふうに思うのですが、そのことが私の発言の主たることであります。派遣するか、やはりどうしても結果的には残った技師さんたちに負担がそれなりにやはりかかると。かといって負担があるから行かせない、行かさんでいいのではないかということではないということは理解をしてください。出さなければいけないけれども、やはりそれなりにどうしても若い人が行ってしまうのではないかと、派遣する人はですね。そういう意味では現実的にどういう仕事をしているのかという把握と、例えば一般職ではいけないのかということがちょっと私が危惧するところ。

それと、もちろん技術伝承、このことは私も何回か質問をしたと思いますが、技術の伝承という意味ではもちろん再任用の方たちの指導を得るというのも必要でありますが、新規採用者が今の現状では2名、建築、土木、それぞれの技師が2名ということでありますけれども、7名定年退職をされる予定でありますが、2名で再任用がどれだけ残られるかわかりませんけれ

どもね。やはり技師の方の新規採用をいま少し検討していったほうが長年入られて、例えば大学と出たら大学出て三十数年働いてもらうという意味では新規採用者の技師というのが2名では、7名退職されてちょっと心もとないかなという気がしますし、若い人が応援であと数年間は当然多賀城のほうに派遣をされるというふうに聞き及んでおりますからね。いま一つ技師の採用が少し少な過ぎるのではないかなという気がします。

それが1点と、もう一点は、現在も平成27年度の新規採用の状況、あるいは希望申し込みといいますか、そういう中に技師の状況がどうなっているのか。というのが12月はまだ募集じゃないのか、もうしておられるか、しておられるのであればその中に技師は何名ぐらいの希望があるのか、それがわかればちょっとお伺いしたいと思います。

### 〇議長(橋本 健議員) 総務部長。

○総務部長(濱本泰裕) まず、多賀城市の派遣についてでございますけれども、現在多賀城市のほうで勤務しておりますところが下水道課と市街地整備課、こういったところになっております。どっちにしても復興の支援ということでございますので、工事関係の業務が非常に多ございます。このため、技師職をどうしても出していただきたいという要望はあっております。中には、今多賀城市全体で40名ほどの復興支援のための派遣職員がおるというふうに聞いておりますけれども、そのほとんどが技師職であると。中には移転補償などの関係で一般事務も数名おられるというふうには聞いております。ですから、必ず技師でなければならないということではないんですけれども、基本的には技師の派遣をお願いしたいというふうに聞いておるところでございます。

それと、技師の補充についてでございますけれども、技師職につきましては太宰府市では近いところでは平成15年の豪雨災害のときに技師職の方、こちら昼夜をいとわず復旧、そのための業務に当たっていただいたところでございます。また、最近では体育複合施設でありますとか、子育て総合支援施設、こういった大型の公共工事というのも始まっております。そして、今後につきましても老朽化した公共施設、そういったものの改修とか、そういったもので当然技師職の力というのが必要になってまいります。このため、技師職の人数につきましては、この平成15年以降ぐらいになりますけれども、現状を維持するという形で採用をしてきているところでございます。若干増えているときもございます。また、今後につきましても状況によりまして変化はあるとは思いますけれども、基本的には今の人数を確保していきたいというふうに考えております。その中には再任用として残られる、今再任用期間が5年ございますので、そういった人数も含めた中で考えていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、採用の今の状況ですけれども、ご存じのこととは思いますけれども、夏に第1回目の募集をしております。残念ながらこのときにはちょっと技師職の応募がございませんでした。このため、改めて追加募集をかけておりまして、今といいますか、先週の日曜日ですか、1次試験を実施したところでございます。この受験の数といたしましては建築技師が5名、土木技師が9名受験をされております。この中から今のところ1名程度ずつを採用したいというふう

に考えているところでございます。 以上です。

- 〇議長(橋本 健議員) 16番村山弘行議員。
- 〇16番(村山弘行議員) 技師さんというのは当然必要になってきますしね、多賀城のほうから 技師の要請であればそれに応えていくというのが本市の姿勢でなければならないというのはも う当然理解をしますが、採用の枠は執行部の専任事項ではありますけれども、運用上2名でい いのかなという私のほうとしてはちょっと心配をしていますし、今から総務部長お答えがあり ましたようにさまざまなこの建築問題などが出てきますので、これはもうご一考願えないのか なと。1次試験が終わられた段階であろうと思いますが、夏では採用が希望がなかったという ことでありますけれども、ぜひですね、現状では土木、建築それぞれ1名1名の技師というこ とでありますが、ここはご一考願えないのかなと。結局残されたところに少しなりずつ負担が かかってきているし、やっぱりどうしても派遣に行く人は若い人が中心になっていくのではな いかという気がしますので、若い人を何歳までを見るかというのは別やけれども、そういう意 味では少し負担が出てきておるということではちょっと窮屈になりつつあるんじゃないかと、 残された人たちが。そういう意味では先々のことなども考えて、再任用5年間というふうなの がありますけれども、その5年間の中で技術伝承ができないかというたらそれなりにできると は思いますが、将来のことなどを踏まえて、ここはぜひともですね、2名ということでありま すが、ご一考願いたいということをここは要望というか、お願いという形になりましょうけれ ども、採用権私どもにはないわけですから、これはもう要望という形になろうかと思います が、十分そこを踏まえていただいて、長い目で見ていただいて、市の職員のとりわけ技師職の 将来的な需要関係、需給関係も含めて検討していただければというふうにこの分については思 いますので、これはこれとして要望としてお願いをしておきたいというふうに思います。

あと、2番目の回答をお願いいたします。

- 〇議長(橋本 健議員) 市長。
- **〇市長(井上保廣)** 佐野東地区まちづくりの今後の方針についてのご質問にご回答申し上げます。

(仮称) JR太宰府駅設置を含む佐野東地区のまちづくりにつきましては、平成21年3月の施政方針のもと、地元のご協力を得て、佐野東地区のまちづくり懇話会を設置をいたしましたけれども、この間3年余りにわたる協議の中でまちづくりに向けた具体的な動きまでには至らない、そういった経過でございました。

このようなことから、市といたしまして、平成25年3月に附属機関として佐野東地区のまちづくり構想検討委員会を設置をいたしました。土地利用、道路、あるいは公園等の都市施設、景観など、まちづくりの基本となる方向性につきまして、平成26年11月まで7回にわたってご審議をいただきまして、まちづくり構想として取りまとめの段階となってきている状況でございます。

佐野東地区のまちづくりにつきましては、ご承知のとおり、第五次総合計画におきまして整備を検討すべき地域と位置づけておりまして、その実現に向けましては民間手法を基本として 周辺のまちづくりとあわせて進めるものと考えております。

佐野東地区まちづくり構想につきましても、決定に当たりましては市の構想として位置づけ、取り組んでいく考え方でございます。

進め方の詳細につきましては、担当部長のほうから回答をさせます。

- 〇議長(橋本 健議員) 建設経済部長。
- **〇建設経済部長(辻 友治)** 佐野東地区まちづくり構想につきましては、平成26年11月20日に開催いたしました第7回佐野東地区まちづくり構想検討委員会におきましておおむねのご承認をいただき、委員会も第7回をもって最終審議とされました。最終審議でいただきました委員会でのご意見への対応を行った上で、佐野東地区まちづくり構想の決定へと進めてまいりたいと考えております。

構想策定後は、地元に対しまして本構想をお示しし、地元でご検討いただきたいと考えております。市といたしましては、2月ごろと考えておりますが、向佐野地区における佐野東地区まちづくり懇話会は現在も窓口を開いていただいておりますので、開催時期など地元とご相談してまいりたいというふうに考えております。

なお、大佐野区、吉松区への対応につきましては、まずは向佐野区における佐野東地区まちづくり懇話会関係者にご相談した上で、大佐野区、吉松区の水利組合、農事組合の役員、自治会長にお話をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長(橋本 健議員) ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時55分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

再開 午後1時00分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番村山弘行議員。

○16番(村山弘行議員) 部長のほうから7回の懇話会、審議会を経てほぼ決定ということで市の方針ということで決定をしていきたいということで、ちょっと微妙といいますか、してもらうのは地権者の民間手法と、余りこれがまた凝り固まったのを持っていくと俺たちのはどうなっとるのかと、市が勝手に決めて持ってくるのかという、そういう危惧も若干しますけれども、ただ懇話会、お二人は懇話会から出ておられますよね、お二人の方。だから、懇話会の中でまず懇話会にもう当然説明をされているのか、市側として懇話会に説明に行くのか、もちろん向佐野該当して、説明した後、先ほどお話がありましたように大佐野、吉松にも説明に行こうということですけれども、懇話会にまずお二人入っておられますからそこから話があったかもしれないけれども市として懇話会にこういう構想は2案になるのか1案になるのか、多分1

案じゃなくて2案ぐらいどっち方向でいくのかという話になろうかと思いますが、懇話会にまず説明をしたほうがいいんじゃないかなというふうな気がします。その後、順次向佐野なり、 大佐野、吉松にも話していったほうがいいのかと思いますが、その辺の手順的にはどうなりましょうか。

- 〇議長(橋本 健議員) 建設経済部長。
- ○建設経済部長(辻 友治) 向佐野地区におけます佐野東地区まちづくり懇話会は、水利組合、農事組合の役員、自治会長で構成されておりまして、まずそちらに、今構想検討委員会でつくりました案をですね、これで決まりましたではなくて、こういうビジョンで検討してもらえないだろうかと、今3案ですね。高層案、中層案、それともう一つ低層案というのが別にあるんですけれども、それも含めて3案を提示して、こういうことで検討委員会の中で構想を練って、皆さんにこういう案でこの地区のビジョンとか、夢の構想を練っていただきたいという提示をさせていただいて、その後にどの辺まで地権者の方におろすのか、その辺も含めてですね、懇話会の役員さんのほうと協議をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〇議長(橋本 健議員) 16番村山弘行議員。

○16番(村山弘行議員) 地元の人たちがこのまちづくりについてほぼ理解をしていただけるのではないかというふうに私は思っています。ただ、一番危惧するのが、そのじゃあこういうまちづくりのために地権者の我々がこういう例えば土地を提供してこういう協力をするが、その際市がどれぐらいしてくれるのかというのがまた出てくると思うんですね。その際、やはり市としてはただ説明で1案、2案、プラスもう一案で3案ありますけれども、どうでしょうかという場合は当然市側はじゃあどれぐらいはできますよという部分が問われてくるんじゃなかろうかと思うんですね。その辺を当然質問があった場合にはある程度回答をしていかないといけないというふうに思いますが、そういう意味では市としてこの懇話会の構想をどことどこぐらい、例えば道路についてだとか、駅だとか、駅前広場については市側がしますよとからい、概略の市の負担部分といいますかね、市側が責任持ってこれこれやりますよというものも出していかないといけないのではないかというふうに私は思うんですが。2月ごろに懇話会などに説明に行くということでありますので、それぐらいまでには市としての負担分といいますか、市で責任持ってやりますよという部分は方向性が出るのかどうなのか、その辺はどうでしょう。

# 〇議長(橋本 健議員) 建設経済部長。

○建設経済部長(辻 友治) この構想案につきまして作成の大きな目的はですね、地元にそういう機運を民間手法の機運を盛り上げていきたいと、そういうことで構想を提示したいということで。まずその地元のほうでやろうじゃないかって、こういう構想だけれども、ここはちょっとこういうふうに変えたほうがいいんじゃなかろうかとか、そういうことでですね、まずその構想を練っていただいて、その中でその地元のほうで民間手法に対する、そういう機運が盛り上がった中で自然とそういう話が出てくるんじゃないかと。今の段階で市のほうでここは見ま

すよ、ここはしませんよとか、そういう話はなかなか難しいかなと、そういう構想が煮詰まってきた段階、例えばサイトに上げますと、ちょっと準備会ができるとかそういう段階になってくれば、そういう話も出てくるかなと思いますが、今の段階でここは市が見ますよとか、そういう話を最初にするのはどうかなというふうに思っております。

以上でございます。

# 〇議長(橋本 健議員) 16番村山弘行議員。

〇16番(村山弘行議員) そこはちょっと認識が私と違うような気がします。向佐野、向佐野ば っかし決めたらいかんけれども、地元の対象区域ですね。対象区域の人たちがもう早くやろう 早くやろうという雰囲気じゃないというのはもうご案内のとおりですね。立派なまちづくりを 後世に残すためにつくっていこうということでこの問題はスタートしたし、市長の施政方針で 平成21年でしたかね、駅単体じゃなくてまちづくりの中で駅も考えていこうということからス タートしたし、懇話会もそれからスタートしてきたという経緯がありますので、市側がどうい う立派なこういう町をつくりたいという思いというか、そういうものを出していかないとなか なかこの、しかしもう7回も重ねていますからね、構想検討委員会を。相当地元にもそれなり に入ってきておると思うんです、水利組合の総会の中でも組合長さんも言っておられますから ね。そういう意味では、この辺まちづくりが区画整理があるなというのはもうほぼみんなに浸 透はしているという状況の中で説明に行くときに当然それは出るかなという感じはしますもの ですからね。2月ごろ行かれるのであれば、そういうものも踏まえておいて、もしこれじゃあ やろうと言うたときに、じゃあ市は、どれだけぐらいしてくれるのかというのがざっくばらん な意見としては出そうな気がしますので。それはもともと駅前広場などというのは市側の構想 として、単体のころの話としてはそういう話があったので、それはそれでやっぱり一定方向を 出してやっとったほうがそれとそれはするんだなと。じゃあ、地元としてはこういうふうにや っていこうというふうになると思いますから、お互い胸襟を開いて説明していくことが大切か なというふうに思っておりますので、まだ少し時間がありますから議論をして、そういうこと もあり得るという、2つ、3つぐらいの答えは当然持って地元には行かれると思いますので、 その辺も踏まえて庁内のほうで議論をしていただければというふうに思います。

念を押すようで申しわけないんですが、この構想検討委員会の方針というものが市の方針であるということは第五次総合計画の中にも記載をされておりますが、構想検討委員会ということよりも第五次総合計画の中で第四次もそうでありましたように記載されておりますが、今回出された構想検討委員会を踏まえて行政の継続化ということで、来年私たちの選挙ですけれども、どういうことがあってもといったら失礼ですが、どういうことの中には市長が仮にかわられてもかわられなくても、どういうことがあっても市の行政の方針というか、継続化という意味ではこれはぜひとも市長のほうからこの方針は行政の方針、市の方針であるということのご回答をですね、いただければ私の質問を終わりたいと思いますが、最後に市長のご見解をお願いします。

- 〇議長(橋本 健議員) 市長。
- **〇市長(井上保廣)** この佐野東地区のまちづくり等々については当初、JR太宰府駅設置工事か ら出発をしておるわけでございます。折衝する過程の中において、まず駅ありきではだめなん だと、周辺整備等々を含めた形でのやはりまちづくり構想が大事なんだというふうな各方面、 特にJRのほうからの指摘が強かったと思います。そういった中で、私どもは水害が途中あ り、腰を折りましたけれども、再度この方針に変わりはございませんでした。今、平成26年 11月まで7回にわたってこの構想検討委員会を継続してまいりましたけれども、その際の問題 提起の仕方としてご承知のように市の方針として行政の施策の方針として位置づけるというふ うなこと、そして相談に行く場合についてはほとんどそうでありますけれども、内々、内部協 議の中においてはどことどこ等についてはこうするああするというふうなことを基本的な方針 を決めた中である程度交渉にも参ります。途中でまたその変遷によって修正する場合はありま すけれども、基本的なこと等については今ご指摘されたとおりでありまして、何もないなしに 第三者といいましょうか、あるいは地域の中に入るということは考えられないと。腹案を持ち ながら、そしてあわせ持ちながら住民の皆さん方、地権者の皆さん方の考え方を引き出しなが ら、そして一緒になって協働のまちづくりであるわけですから、まちづくりを行っていくと、 視点の中で民間手法が確立されていけば望ましいというふうに思っているところでございま す。

以上です。

- 〇議長(橋本 健議員) 16番村山弘行議員。
- ○16番(村山弘行議員) ありがとうございました。

ぜひ今後ともですね、ご努力をいただいて、よりよいまちづくりのための第一歩になるように地元説明会などにも十分ご配慮していただいて、市のとりわけ西の玄関口といいますか、西のまちづくり、これは強いて言えば太宰府市全体の核になるまちづくりであるというふうに位置づけをしておるというふうに理解をしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長(橋本 健議員) 16番村山弘行議員の一般質問は終わりました。

次に、10番不老光幸議員の一般質問を許可します。

[10番 不老光幸議員 登壇]

**〇10番(不老光幸議員)** ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告をして おりました 2 件について質問いたします。

まず1件目は、老人福祉センターの建物等の更新についてであります。

本市白川にあります老人福祉センターは毎月の利用者も約千五百数人、1日に六十数人と安定した利用状況で、所在位置も市の中心部にあり、まほろば号を利用すれば便利な場所であります。娯楽施設、憩いの部屋では将棋、碁など、またお風呂も独居の方、あるいは夫婦お二人の方などには喜ばれております。しかしながら、建物施設などは大変古く、傷みも感じられま

す。更新を考える時期になっているのではないかと思いますが、ご見解をお伺いします。

次に2件目は、市内住民で60歳あるいは65歳定年離職者の労働希望者対策についてであります。

本市の市の施設の管理及び清掃その他の業務委託は多くは株式会社筑紫ビル管理にお願いを しておりますが、それはそれとして本市の中にもそのような会社をつくれないかの要望があり ます。そこで、本市の社会福祉協議会またはシルバー人材センターの業務の中にビル管理、清 掃業務及び派遣労働の事業などの機能を取り入れることは考えられないか、ご見解をお伺いし ます。

以上、回答は件名ごとにお願いします。

再質問は議員発言席で行います。

- 〇議長(橋本 健議員) 市民福祉部長。
- ○市民福祉部長(中島俊二) 1件目の老人福祉センターの建物等の更新につきましてご回答いた します。

老人福祉センターは、老人福祉法第5条の3に掲げられております老人福祉施設の一つでご ざいまして、その設置目的は同法第20条の7で、無料または低額な料金で老人に対する各種の 相談に応ずるとともに、老人に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための 便宜を総合的に供与することとなっておりますけれども、設置につきましては同法第15条第5 項で市町村は必ず設置しなければならない施設とはなっておりません。しかしながら、本市に おきましては、昭和51年2月に太宰府市立老人福祉センターを建設しまして、市内の高齢者の 福祉の増進を図ってまいりました。現在まで多くの方に利用されておりまして、平成25年度の 利用者数は1万8,446人、1日平均にしますと62.5人の方が利用されており、お風呂やカラオ ケ、囲碁、将棋などのほか、高齢者の方の交流の場として大変楽しんでいただいております。 しかしながら、施設は建設後38年以上が経過し、老朽化が進んでおり、毎年特に緊急性がある ところは修繕を行っておりますけれども、議員ご指摘のように全体的な改修の必要性が出てき ております。全面改修となりますと、相当の金額を要するため、改修のみならず建てかえやそ の他の方法も含め今後の施設のあり方について検討しているところでございます。また、近隣 施設の駐車場不足などを含め、福祉ゾーンとしてこれからの総合的な福祉の拠点となるような 検討も進めていきたいと考えております。老人福祉センターは、高齢者の方が地域で交流がで きる場として、その重要性、必要性は認識しておりまして、現時点といたしましては利用者の 方の安全性や利便性に配慮しながら施設の維持管理を行ってまいります。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 10番不老光幸議員。
- **〇10番(不老光幸議員)** ありがとうございます。

今、市民福祉部長がお話しされましたように昭和51年築ということでございまして、これは 耐震化はどうなっていましょうか。

- 〇議長(橋本 健議員) 総務部長。
- ○総務部長(濱本泰裕) こちらの老人福祉センターにつきましては建物構造が2階建てということでございますので、一応耐震改修が必要な施設とはなっておりません。このため何もしていないという状況です。

以上です。

- 〇議長(橋本 健議員) 10番不老光幸議員。
- 更新すれば相当費用がかかるというお話でございまして、なかなかす 〇10番(不老光幸議員) ぐにはできないと思っております。今日、福廣議員が質問をされましたようにあそこの体育セ ンターの施設、あれを地域健康部長の立場からすればですよ、現状ではまだ使っていかないと いけない要望も多いというお話が主であったと思いますけれども、私も福廣議員と同じ意見で 今体育複合施設をつくっておりまして、あそこができ上がった時点では今までは体育関係の方 はあそこしかなかったんですよね、実質的には。そこでみんな集中していろいろ練習したりな んかされてあったんですけれども、現状はですね、あそこに立派な体育複合施設ができており ます。それがどういうものが実際見ないと誰もわからないですよね。それともう一つ、松川に も国士舘大学跡の体育施設もあるわけでございます。それで、白川に住んでいらっしゃる方は 近くが一番いいのはわかっていますけれども、私はスポーツをされて愛好されている方はほと んどみんな必ずしも白川の位置にこだわらなくて、どこの位置に行っても太宰府市内もうそん なに広くはございません。全部でよく言っているんですけれども30㎏, そういうような感じで 狭いところですので、どこにできておっても、その体育館のすばらしい利便性、今まではあれ 1個しかなかったから相当不自由な状況でも満足してあったと思います。ところが、今度は立 派なのができてですよ、駐車場も心配しなくていいような総合体育館ができれば恐らくほとん どスポーツしてある方はあちらに行くのに何ら抵抗はないと思います。そうすれば今までは自 分たちも体育館つくるとがまず先ということで随分と取り組んでまいりましたけれども、今か ら先は老人福祉だと思うんですよね。非常に今から先、高齢化になります。そういうことにな っていきますので、今の私は老人福祉センターの規模ではですね、ちょっと本市の高齢化人口 に比べると少し小さ過ぎるんじゃないかなというふうな考えも持っております。ですから、そ の体育館ができた時点で今地域健康部の立場とすれば現状が必要ですというのは当たり前だと 思いますけれども、今度は市民福祉部担当の方はやはり今の高齢化社会になってくるのを見れ ば、もっと立派なものをつくりたいという希望はあると思うんですよ。ですけれども、そのよ うな土地はほかにもないし、利便性もないし、老人福祉で元気な方はそれはもう卓球する人も いっぱいいますよね、もう高齢じゃないかというか、65歳、70歳過ぎても元気でやっていらっ しゃいます。それから、テニスをやる方もいますし、それから市民プールに行っている方もい っぱいいますよね。ですけれども、もう車にも乗ることができない、本当にもっと高齢な方が やはりですね、どこかに家の中に閉じこもっていたんでは、それこそ寝たきり老人になりま す。ですけれども、とにかく1日に1回でもいいから外に出ていく、まほろば号に乗って、そ

して老人福祉センターに行くのが楽しみな方がいっぱいいらっしゃるんですよね。ですけれども、今の施設では私は狭いと思います。ですから、やっぱりぜひともですね、体育複合施設ができた時点でもう一度その片側だけやなくて中心的な立場でもう一回見直してそしてあそこの体育館が本当に必要なのか、もう絶対崩してはだめなのかともう一回検討していただいてですね、私は今体育される方は非常に車で来る方は多いと思います。ですから、相当駐車場は不足すると思うんですけれども、今必要なあそこの駐車場は必要ないんですよ。逆に体育複合施設に立派な駐車場ができますので、スポーツされる方はそちらで安心してですね、車もとめながらスポーツも楽しめるというような状況に必ずなると思いますよね。そのときには、今度はあそこの体育館を老人福祉センターを立派なものを、つくることをぜひとも検討していただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

### 〇議長(橋本 健議員) 市民福祉部長。

○市民福祉部長(中島俊二) まずは、それぞれの部長の立場をですね、ご配慮いただきましてありがとうございます。ただ、市としては1つの考え方で、進まなくてはいけないものですから、最初に午前中に、地域健康部長が体育館の必要性、地域スポーツのですね、推進ということで体育館のお話をしました。私も老人福祉センターに時々行くんですけれども、たくさんの高齢者の方が、玉突きとか、カラオケとか、囲碁、将棋とかしてある姿を見ます。それと、やはり一番大きいのはお風呂ですね。お風呂を利用されている方もたくさんいらっしゃるんですけれども、先ほどの回答の中でも申しましたけれども、築年数がたっているということがございまして、設備そのものの老朽化が非常に進んでおります。エアコンとかお風呂のボイラーとかですね、そういったものの維持管理が非常に大変な状況になっています。そういう状況も含めまして先ほど申しましたようにその部分的な改修をするのか、全体的な建てかえをするのか、それ以外に少し考えている部分もございますけれども、そういったことを考えながら周辺の地域の体育館の問題も含めて考えて今後検討していくということでご回答をさせていただきたいと思います。

# 〇議長(橋本 健議員) 10番不老光幸議員。

# ○10番(不老光幸議員) ありがとうございます。

やっぱり更新するとすれば相当費用がかかると思います。かかると思いますけれども、国 も、今は子育てのほうですね。待機児童をゼロにしようというふうに目が向いていましてです ね、そちらのほうに相当金が流れていくと思いますけれども、ここはまた2年、3年とすれば また国の方針も変わって老人福祉のほうに、目を向けるということになると思います。ただ、 やはり1日、本当にもうつえついてでも、どこかに行く場所が目的があれば、年とった方でも そちらに行くわけですよね。そうすると、いろいろな語らいをすることができるし、お風呂の 中では、いろいろ話をすることか、何か目的をつくってやるのが必要じゃないかなと思いま す。それで、費用は確かにかかると思いますけれども、今すぐ明日つくれというのじゃなく て、将来的には国の方針も県の方針も多少は老人のほうに手が向いてきてですね、消費税を 10%にするとすればそういう社会福祉のほうに金も回すとか言っていますので、その時点ではまた状況は変わってくるかもしれませんので、やはりそのときには、すぐなったからといってやっても、なかなかすぐには構想が難しいと思いますので、将来的には今度は老人福祉センターをいいように更新をするんだという目標を持って、今からでもいろいろな先進のところをごらんになって施設の充実したものをぜひ考えていただきますようお願いをしたいと思います。

これで終わります。次のをお願いします。

○議長(橋本 健議員) 2件目の回答をお願いします。

市民福祉部長。

○市民福祉部長(中島俊二) 2件目の市内住民で60歳あるいは65歳定年離職者の労働希望者対策 についてご回答申し上げます。

我が国の60歳以上の人口は4,000万人を突破し、団塊の世代も65歳を迎え、高齢者の多様な働き方に対応した雇用、就業機会を確保することが求められておりますことから、今回のご質問をいただいたものと理解しております。

ご質問の社会福祉協議会、あるいはシルバー人材センター業務に、ビル管理、清掃業務、派遣労働の機能を取り入れることに関しましては、まず社会福祉協議会につきましては地域住民との協働による地域福祉の推進団体でございまして、高齢者や障がい者の在宅生活を支援するために生きがいづくりやひきこもり対策としてのサロン活動や見守り、訪問活動などの充実を図る方向性で事業展開がなされておるところでございます。一方、シルバー人材センターにおきましては、高齢者の方々がみずからの能力を生かしながら自分なりの働き方で社会参加をしたいという多様なニーズに応じた就業の機会を提供することにより、高齢者自身の生きがいや生活の充実を図るとともに活力ある地域社会をつくり出すことを目的としております。

本市の人材センターでは、パソコン訪問指導及び教室、植木の剪定等、技術技能を要する業務から、草刈り、清掃、宛名書き、配達、リサイクル石けん製造などの事務からサービス、製造販売と、多職種にわたって事業を展開しておられます。ご質問にありますビル管理や清掃業務につきましても、受注体制を整えておりますけれども、それらを専業としていないことから、お客様の条件や料金の面で全てをお引き受けすることができず、現在病院やマンション等の清掃にとどまっている現状となっております。

また、請負または委任による業務では、高齢者の持つ専門的な知識や経験を活用することが 困難な場合があるため、本市のセンターでは労働者派遣事業として昨年度から派遣できる体制 を整えられておられ、これまでに派遣先事業所との調整や協議の段階までは進められておりま すけれども、契約までには至っていないとのことでございます。

本市におきましても、シルバー会員の方々が活躍できる場の拡大に貢献できるよう、本年度 におきましても市内駐車場の管理、史跡地や公園等の清掃、草刈り、空き地台帳の作成、市広 報の配送、あるいは住民実態調査業務などを発注し、お願いをしているところでございます。 さらに、センターにおきましても、需要の拡大を図るため、今年度リーフレットを作成され、 民間不動産業や公共施設等へ配架されるなど、営業、PR活動にも傾注されておりまして、ご 提案をいただきましたビル管理や清掃業務、労働者派遣なども含めまして受注件数の増加に努 めてあるところでございます。市といたしましても、シルバー人材センターと今後もさらに連 携を深め、雇用の場の拡大など高齢者の就労支援につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 10番不老光幸議員。
- **〇10番(不老光幸議員)** ありがとうございました。

もう既にシルバー人材センターではある程度取り組んでいらっしゃるというご回答でありがとうございます。これはこういった機能を取り入れるにはですね、専門的な人員も必要になって費用もかかると思いますけれども、今後はですね、そういうふうにしていただければありがたいと思います。特に五条の子育て支援センターもまたできますし、あるいは体育複合施設も開館しますし、そういったところにもそういうのをにらんでそういう対応ができるようにしていただければありがたいなと思っております。また、新しい会社をつくるとか、そういうのはなかなか太宰府市内だけの規模では難しいと思っておりますし、株式会社筑紫ビル管理さんのように筑紫地区を全部見回したような部分で、そちらではしっかり頑張っていただいて、そしてこの筑紫地区を全部見回したような部分で、そちらではしっかり頑張っていただいて、そしてこの筑紫地区を十分に活用していただくと、専門的なことはそれでやっていくしかしょうがないというとおかしいんですけれども、それがベターじゃないかなと私も思っております。ぜひともシルバー人材センターのほうでいろいろとまたやっておられますので、ぜひとも、いろいろとご検討しながら進めていただければありがたいと思っております。

これで私の質問は終わります。ありがとうございます。

○議長(橋本 健議員) 10番不老光幸議員の一般質問は終わりました。

次に、8番原田久美子議員の一般質問を許可します。

[8番 原田久美子議員 登壇]

**○8番(原田久美子議員)** ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しております1件3 項目について質問をいたします。

1項目めは、星ヶ丘保育園横の信号機についてです。

お配りしております資料の①をごらんください。

去る11月28日金曜日15時30分ごろ、住民の方から一報をいただき、あなたが一般質問をした 星ヶ丘保育園横の交差点で事故があっているよと言われ、すぐに現場に駆けつけました。車両 とバイクによる人身事故が発生していました。残念なことにバイクの2人乗りをされていた1 人の方がお亡くなりになられました。この場をおかりしましてご冥福をお祈り申し上げます。

ここの信号機設置につきましては、平成26年3月定例会においても質問をしておりましたが、その質問以降にもこれまでに大きな事故として、6月10日、6月17日に車両事故、7月28日にバイクと車による事故、その他小さい接触事故を数えれば大変な数の事故が発生しております。筑紫野署にも信号機設置の要望はしていると言われておりますが、この交差点は保育

園、幼稚園の送迎や小学生、中学生、高校生の子どもたちの通学路にもなっております。今回 の事故の際は下校時間でしたが、子どもたちが巻き込まれることはありませんでした。子ども たちを巻き込むような事故や今回のような痛ましい事故が二度と起きないようにするため、緊 急に対策をしていただくよう再度お伺いいたします。

2項目めは、県道筑紫野古賀線の拡幅についてです。

県道筑紫野古賀線の太宰府駅から連歌屋の浦之城橋間は地元の車だけではなく県外からの観光客の車や大型観光バスが頻繁に通っております。また、沿線には一時預かり駐車場や飲食店があることから、地理的にふなれな観光客の方が地図やスマートフォンを手に持ちながら多く歩いておられます。しかし、この区間は歩道が狭く、人と人とが離合できず、特に雨の日は傘を差して歩くと歩行者のすれすれのところを大型バスなどが通っており、大変危険な状況です。事故も多発しております。実は、知り合いが先月事故に巻き込まれました。

現在、筑紫野古賀線バイパスの4車線化に着手してあり、トラックなどの交通量は今後減少するものと思われますが、太宰府天満宮の周辺道路であるため、観光バス、路線バス、高校、大学のスクールバスなどの交通量は今後も変わらないと思われることから、道路拡幅の見通しについてお伺いいたします。

3項目めは、道路の路面標示についてです。

お配りしております資料の②をごらんください。

道路標識は、道路利用者に対し、地理の案内、警告、規制などの情報を知らせるものであります。細かなことでございますが、大事なことですので、お伺いいたします。

先日、市民の方から五条交差点から君畑交差点の間の路側帯にある歩行者専用の路面標示は 大人が歩道側、子どもが車道側になっているとお話がありましたので、すぐに現場に見に行き ました。この路面標示は歩行者に対して標示しているものなのか、車両に対して標示をされて いるものなのか、お伺いいたします。また、誰が標示されるものか、お聞きしたいと思いま す。

以上、1件3項目について質問し、再質問は議員発言席から行います。

- 〇議長(橋本 健議員) 建設経済部長。
- **〇建設経済部長(辻 友治)** 1 件目の市内道路における安全性の向上についてご回答いたします。

まず、1項目めの星ヶ丘保育園横の信号機についてですが、この交差点につきましては市と 筑紫野警察署で数々の交通安全対策を施してきておりますが、通学路の危険箇所であることか ら、市としましては一昨年から筑紫野警察署に対し4方向の車両信号機である定周期信号機の 設置要望の申請を行い、さらに本年8月には市長が筑紫野警察署に出向き、直接筑紫野警察署 長に定周期信号機設置の陳情書の提出を行い、市長から福岡県公安委員会への上申及び定周期 信号機の設置を強く要望していただいております。この申請は、現在、筑紫野警察署から福岡 県の公安委員会に上申されているとのことであります。 緊急の対策としましては、3月議会の代表質問で原田議員に回答しておりました交差点内を エンジ色によるカラー舗装で行うことが車両運転者に対して交差点であることを強調すること になると思われますので、再度筑紫野警察署と調整を図りまして早急に対応したいと考えてお ります。今後につきましても、筑紫野警察署と連携しまして定周期信号機の早期の設置等を図 りたいと考えております。

次に、2項目めの県道筑紫野古賀線の拡幅につきましてご回答いたします。

ご質問の西鉄太宰府駅前交差点から浦之城橋間の県道は歩車道が狭く、現地及び県の道路台帳を確認しましたところ、全幅員が約7.5m、歩道は縁石を含め幅0.9mから1.1m、車道幅約5.5mとなっております。ご承知のとおり、この県道は交通量も多いことから、現在県において松川交差点から宇美町境までのバイパスの4車線化を促進しているところであります。当該区間を通行する大型車両については、以前に比べ減少しているところではございますが、路線バス、観光バス等は通行いたしており、歩車道ともに狭いことから、歩道際まで車両が接近している状況であります。このような現状を踏まえ、過去、県に対して現道の拡幅要望をいたしておりますが、県の方針といたしましては、筑紫野古賀線につきましては、まず大動脈となっておりますが、県の方針といたしましては、筑紫野古賀線につきましては、まず大動脈となっておりますが、県の方針といたしましては、筑紫野古賀線につきましては、まず大動脈となっておりますが、県の方針といたしましては、筑紫野古賀線につきましては、まず大動脈となっておりますが、県の方針といたしましては、筑紫野古賀線につきましては、まず大動脈となっておりますが、県の方針といたしましては、筑紫野古賀線につきましては、まず大動脈となっておりますが進捗して現県道の市道への移管手続の時期を見計らいながら、道路拡幅の要望をしてまいりたいと考えております。

3項目めの歩行者専用の路面標示の設置者及びデザインについてご回答いたします。

ご指摘の歩行者専用道路の路面標示は、主要地方道筑紫野古賀線の君畑交差点から五条交差点の区間や西鉄太宰府駅から浦之城橋の区間等の路側帯及び歩道部に見受けられます。歩行者専用の規制標識については、所管の警察署で設置されていますが、路面標示については道路管理者である県や市の設置となります。歩行者専用の規制標識では青色に白抜きで左側に大人、右側に子どもを配置し、手をつなぐようなデザインとなっています。今、原田議員さんがお配りになった資料のとおりでございます。ご質問されている歩行者専用の路面標示のデザインに関しては、福岡県那珂県土整備事務所によりますと明確な基準はなく、規制標識のデザインを参考にし、路側帯や歩道部の規模等を考慮し施工しているのが実情であるとのことであります。県道の路面標示は車両から見た方向で設置されているとのことでありまして、歩行者から見た場合、逆に見えるようになっておりますが、現在は歩行者路側帯にはこの路面標示ではなく明るいグリーン色のカラー舗装による着色を行っているということであります。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 8番原田久美子議員。
- ○8番(原田久美子議員) ありがとうございました。

1項目めからちょっと順を追って再質問を行います。

先ほど長谷川議員のときの回答のように定周期信号機というのをつけていくということで私 の3月の一般質問のときにもそういうふうに答えられました。しかしながら、現実人身事故が 起きてしまいました。そう考えますと、私が指摘したんじゃなくても、もうこの日に先ほど壇上でも申しましたように人身事故ではないけれども、車両事故、それとバイクと車による事故がもう頻繁に起きているということをわかっておられたならば早急にしていただけるものと思っておりました。その一般質問後、市長さんみずから筑紫野警察署のほうに要望に行かれたということで本当にその件につきましてはありがたいと思っております。結局事故が起きてから、何かが起きてから設置するのではなく、やはりそうしたリスクがあるんじゃないかというところを見ていただいて早急にどういうふうな問題がそこにあるのか、事故が頻繁に起きるところというのはやはり何かの問題があると思います。そういうふうな問題を私たち市民から受けて一般質問をするわけですけれども、そういったときに早い問題提起をしていれば人身事故まではなかったんじゃなかろうかって、起きてみてそう言っても私も仕方ないと思いますけれども、それはそう思いました。

その交差点の中でちょっと幾つかお伺いします。私の資料、学校、幼稚園、保育所等ありという図2を見ていただきたいんですけれども、この標識はどこに、この交差点の近くにあるかどうか、認識されていますでしょうか。

- 〇議長(橋本 健議員) 建設経済部長。
- **〇建設経済部長(辻 友治)** この標識につきましては高雄台のほうに行く路面にはあるということで、この交差点の中にはないと思います。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 8番原田久美子議員。
- ○8番(原田久美子議員) 今、部長がおっしゃったように家の前・今王線のほうには幾つもありました。しかしながら、この市道緑台団地13号線のほうには1カ所もなく、この幹線道路、高雄・中央通線にも一つもありませんでした。こういった小学校、幼稚園、生徒さん、子どもたちが学校、幼稚園、保育所がありますというのは、やはりその道路標識をちょっと私調べましたところ、道路交通上注意の必要があると認められている地点の手前50mから200mまでの地点にその標識を置くように義務ではないけれども置いてあるそうです。それと、保育所とか出入り口から1km以内の中にはやっぱり置いてあるそうです。そういった太宰府市内高雄の保育所、今度の星ヶ丘保育園横の交差点ではなくてもやはりこういった各幼稚園、小学校、学校がある近くにはこういうふうな子どもたちがおりますよ、学校が近いんですよという標示はやはり市のほうから警察署のほうに設置を要望するべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。
- 〇議長(橋本 健議員) 建設経済部長。
- **〇建設経済部長(辻 友治)** この標識ですね、保育所ありは、これは市のほうで設置することができますので、これにつきましては地元自治会と調整させていただいて、つける箇所等については、今後検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 8番原田久美子議員。
- **○8番**(原田久美子議員) この四つ角にはカーブミラーが1個しかついていませんでしたけれど も、カーブミラーは必要性がないでしょうか。
- 〇議長(橋本 健議員) 建設経済部長。
- ○建設経済部長(辻 友治) 私もですね、この坂道を何度か下ってきたことがあるんですけれども、非常に見通しはいいんですよね。上から来てもですね。見通しもよくて、下ってきても両側は何もありませんので、車が来ているなとか、通常のモラルを持って運転していただければ、そう事故が起こる箇所ではないのかな、かえって見通しがよ過ぎて事故が起こるのかなという思いもしております。それで、カーブミラーについては、そういうことで今1基と、見通しがよくて、つける必要がないということで1基になっているというふうに考えております。以上でございます。
- 〇議長(橋本 健議員) 8番原田久美子議員。
- ○8番(原田久美子議員) もう私も本当部長さん言われていることがそのままだと思います。本当に見通しがよくて安心して速度を加速する、そして左からはもう来ないだろう、片側しか信号がないもので、もう来ないだろうという気持ちで運転していますので速度が出てスピードが出たりしてそこで事故が起きたりすると思いますので、信号機については進められていますので、それは私はお願いするだけですので、あとやはりそういったリスクの問題等の標識等とか、やっぱり事前に置けるものは置いてほしいなと、それで事故が起きた場合はもう仕方がないと思いますので、極力そういうふうな標識等、運転車両のほうが見てわかるような標識等は必要であればつけてほしいと思っておりますので、1項目についてはこれで終わりたいと思っております。

2項目について再質問をさせていただきます。

私もこの今の答弁ではバイパスの4車線化が終わってから、そちらが優先だからその浦之城 橋の間の分については拡幅工事もまだ検討もされないということでよろしいでしょうか。

- 〇議長(橋本 健議員) 建設経済部長。
- ○建設経済部長(辻 友治) 実はですね、県の道路の関係とは、毎年11月に那珂県土整備事務所の所長を初め、担当職員、課長含めて、うちのほうと調整会議をやるようになっております。その中で、今筑紫野古賀線もありますけれども、うちのほうは筑紫野太宰府線とか福岡日田線とか観世音寺二日市線、いろいろな事業をやっていただいております。鷺田橋の改修工事もございます。そういう関係の調整をですね、毎年、年1回やっておるところでございますが、まずその今言いました箇所をぜひともうちのほうは先にやっていただきたいということを強く要望しております。それで、全然この現道について、やらなくていいのかということではないのですけれども、最終的にどうしても移管の話が、県とその途中に出てくると思います、必ず。移管をお願いしますということで県土のほうから、県のほうから市のほうにそういう手続のお願いといいますか、その時点で、うちのほうはそういう要望を出していきたいと。ただこの拡

幅の要望につきまして受けるときに、我々が出すときにやはり一番問題になってくるのはあの 道路現況の用地補償と用地のことでございます。ただ単に市だけ、行政だけでやっていこうと 思っても、なかなか難しゅうございますので、そこら辺はその時期になりましたら、そういう 組織ですね、地元のここの区域はこういうふうに町をつくりたいんだよというような、そうい う組織をつくっていただいて市と行政と地元が一体となって要望を出していく必要があるんじ ゃないかなというふうに考えております。

以上でございます。

# 〇議長(橋本 健議員) 8番原田久美子議員。

○8番 (原田久美子議員) もう部長がおっしゃいましたように地元の、また意見書、そういうふうなものが必要でやはり言っていかないとそこは太宰府市だけではできないということですけれども、重ねてそれも早く地元の方の協力を得て。いろいろな問題があると思います、それをするからにはですね。お金もかかりますし、そこに住んでおられる土地の要望もしていかないといけないということも今おっしゃいましたので、それはそのとおりだと思いますけれども、今回のそこの道路につきましては諸先輩の議員の方からも昔から質問してあるということは私も聞いておりますので、早急にですね、そういうふうな会が進められたらいいなと思っておりますので、ぜひ市のほうも協力していただいて、そういう話があったときにはしてください。先ほどのように雨の日はもう本当傘を差したら車、バスとかはですね、特に引っ張られていきますので。子どもさんたちの通学路ではないみたいです、子どもさんたちはその中のほうの道を通ってありますので、ないんですけれども、子どもたちだけではなくて、やはり相手側ですね、高校とか大学のスクールバスが通ってあることはもうご存じだと思いますけれども、そういったバスがそういうふうな子どもさんたち、大人の接触事故、また人身事故にならないように、早急に歩道の部分だけでも協力要望をさせていただいて、2項目も終わらせていただきます。

3項目めなんですけれども、私この皆様に資料をしてもらったんですけれども、この2のほうなんですけれども、これはグリーン舗装とかにも変えられるということなんですけれども、私はこの方向に向かってこれをされているということなんですけれども、これを逆にすれば何も問題はないと思うんですよ。結局、この逆になるってわかりますかね。大人が外に行けば反対から頭のほうから見ても別に構わないと思いますので、そこを指摘しているわけですね。だから、この方向に向かってどうして路面標示をしなければいけないのかって。これを逆に向ければ何も問題はないことであるので、それができないかということを再度お聞きしたいと思います。

## 〇議長(橋本 健議員) 建設経済部長。

**〇建設経済部長(辻 友治)** これは先ほど言いましたように道路標識をそのまま参考にしてですね、そういう標示になっておりますが、那珂県土整備事務所に言いますと、今もうこれはやっていないということでございます。今はこれつけなくてグリーンのカラー舗装をやっています

ということで、今現在これ残っているのは以前やられた分が残っているんだろうと思うんですよ。今後はこういうことでこれはやらなくてですね、グリーンのラインをつけていくと。ただですね、議員さんこれ車から見ますとですね、やっぱり車の方には、こちらのほうが非常にここは歩行者専用なんだなというのはわかりやすいんですよ。これを逆に向けますとですね、運転していても最初何だろうかということで近づいてやっとわかるような形なんですよ。路側帯はですね、この歩行者専用は子どもさん、歩行者を守ると。それを車両の方に知らせるんですよと、そういう標示じゃないかなと私は思うんでですね、逆にするとなかなか難しい。それと、もうこの標示は今はやっていないということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 8番原田久美子議員。
- ○8番(原田久美子議員) 今、部長のほうからおっしゃいましたようにこれは今使っていない、 使っていないのであればですね、もう消してもらってきれいにカラー舗装にしていただくよう に要望してください。

それから、これが私は歩く人のためだろうと思いました。今、グリーン舗装に変わりましたって言われましたけれども、これまで見えます。私、見えません、運転していて。この標識は。言われて初めて見に行きました。だから、これを設置されているところがまだまだたくさんあります。ここだけではありません。まだほかにもたくさんあります。もうそういうふうなところはグリーン舗装にして、グリーンというかな、青色でも何でもいいですので、グリーン舗装をしていただくように要望しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長(橋本 健議員) 8番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

ここで14時15分まで休憩いたします。

休憩 午後2時00分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

再開 午後2時15分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番小栁道枝議員の一般質問を許可します。

[13番 小栁道枝議員 登壇]

**〇13番(小栁道枝議員)** ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして2件についてお伺いいたします。

まず1件目は、認知症を支える地域づくりの施策についてです。

認知症になっても本人の意思が尊重され、住みなれた町で安心して暮らせる社会を目指し、 認知症対策に力を入れている自治体が徐々に増え始めてきております。社会全体で認知症の方 を支える仕組みづくりや、一般の方への認知症に対する理解の促進、認知症の方の生活を地域 で支えるための医療、介護サービスの構築など、自治体が主体となってさまざまな施策が講じ られているようでございます。 県南の大牟田市では既に平成14年から地域認知症ケアコミュニティ推進事業として認知症になっても誰もが住みなれた家や地域で安心して暮らし続けられるようにと、さまざまな取り組みを行ってきておられます。その一つとして、今年も市民約3,000人が参加のもと徘回模擬訓練が行われました。これは認知症の徘回による行方不明者が発生したと想定し、警察や消防、行政、地域住民等が連携して情報伝達を行い、徘回役を捜し、声かけをし、保護しようという訓練です。このほか認知症コーディネーターの育成など人材育成や子どものころから認知症の人の気持ちや支援について学ぶための小・中学校における認知症についての絵本の読み聞かせなど取り組まれておられるようでございます。認知症対策については、全国でそれぞれの地域の特色を生かした取り組みが実施されておりますが、この大牟田市の取り組みは大牟田モデルとして全国多くの自治体で生かされております。

本市においても、認知症について正しく理解していくため、独自性を持った対応策が求められることから、市民や子どもたちへの啓発やサポーター養成講座の開催など認知症施策の具体的な計画についてお伺いいたします。

次に、市民の森の多目的広場(仮称観世キャンプ場)の整備についてお伺いいたします。

平成20年3月議会において、青少年の育成、活動の場、野外活動の拠点施設として整備計画についてお伺いいたしました。そのときは広場が史跡地であるとの理由から、事業名を史跡自然体験広場として文化庁と調整を行ったが、結局整備は見送りとし、今後も安全に有効活用できるよう抜本的な改修計画を見据え、問題点を整理しながら研究を行っていくというご回答をいただいております。

現在の春の森、秋の森、県民の森を含めた市民の森全体の自然環境にも変化があり、子ども 会活動や諸団体による活動にも支障が出てきているようです。市民の散策路でもあり、日々人 の出入りは多いようです。春夏秋冬、四季を感じることのできる森であり、市民の財産でもあ ります。今後、史跡地として保存活用などを含めた整備計画などがございましたら、お示しく ださい。

再質問は発言席にて行います。よろしくお願いいたします。

# 〇議長(橋本 健議員) 市民福祉部長。

○市民福祉部長(中島俊二) 1件目の認知症を支える地域づくりの施策につきましてご回答いた します。

現在、65歳以上の高齢者の4人に1人が認知症か、その予備群とされる状況がございまして、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年以降はさらに大きく増えることが予想され、極めて深刻な問題となっており、認知症に対する認識を社会全体が共有し、偏見を持たずに本人や家族が尊厳を持って安心して暮らしていくことができるまちづくりが大切であると認識しております。

このようなことから、本市では認知症施策を重要な課題として捉え、地域包括支援センター での総合相談事業を初めとし、徘回高齢者を位置探知システムで現在位置が把握できる徘回高 齢者等家族支援サービス、防災メール・まもるくんを使っての徘回高齢者の情報配信を行う徘回高齢者等の行方不明者情報配信事業、筑紫医師会と連携しましてかかりつけの医療機関で認知症の早期発見、早期治療ができるもの忘れ相談事業、判断能力が不十分な要支援者に対しての成年後見制度利用支援事業のほか、各家庭を訪問する機会の多い事業者が日常業務を通じて高齢者等の異変を察知した場合に市に通報していただく高齢者等の見守りに関する協定、体操などで脳を活性化する各種健康づくり事業などを行っております。

ご質問の徘回模擬訓練につきましては、全国でも認知症施策の取り組みの先進地でございます大牟田市の訓練等に職員も参加しておりまして、それらを参考にしまして早い時期に取り組めるよう努めてまいります。取り組みに当たりましては、まず認知症に対する理解が必要ですので、認知症サポーター養成講座を進めることが必要であると考えております。サポーター養成講座は、認知症に関する正しい知識を持ち、地域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、それらの方々が安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進することを目的として平成24年度から社会福祉協議会と連携しまして講座を実施しておりまして、今年の10月末でサポーター数は925人となっております。これまで養成講座は、民生委員、福祉委員、介護事業者などを対象に実施してまいりましたけれども、来年度は地域住民のほか、小・中学校の児童・生徒に対しても開催ができますよう教育委員会と協議し、さらに今後開催回数も増加させまして、全体で2,000人を超えるサポーター養成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### 〇議長(橋本 健議員) 13番小栁道枝議員。

○13番(小柳道枝議員) この認知症に対しての講座を開かれると、これから前向きに検討し、また養成していくということなんだと思います。実はですね、この認知症についてお尋ねしようかなと思ったのが、この夏ぐらいだったと思うんですが、夕方のテレビのニュースの中で大牟田のほうのですね、認知症徘回のその模擬訓練がテレビで放映されておりました。それを見たときに太宰府の住民がその中に映っていたんですよ。それで、この認知症というのはこういう模擬訓練をなさっているんだと。国ではオレンジプランとかといいまして早急に前々から取り組んでいたようですが、このオレンジプランもまた見直しがあるようでございますので、それをきっかけにですね、太宰府でもこういうことができないかなと思っておりましたら、今答弁の中にもありましたね。職員も参加されたということですので、本当に大牟田モデルが息づいてきているのかなと思っています。そのような中で、私が十数年、15年ぐらい前だったと思うのですが、夕方にですね、ちょっと東ヶ丘の小学校、東小学校に行きよりましたら、たまたまここに浴衣を着たようなおじ様が道の中を歩いておりまして、そのときに車だったもんですから、とめて声をかけたんだけれども、あっちあっちって言われまして、こりゃいけないと思ってすぐ110番かけましたらパトカーが来まして、パトカーのお巡りさんと話したら、その方の言うことを素直に聞いて乗っていったんですよね。それが認知症だったというのが十五、六

年前に実際に目にいたしております。また、ついここ二、三カ月前に、あるスーパーで買い物に行っていましたら、買い物袋を置いて財布を捜したり、自分が買ったのかどうかわからない、だけれどもどう声かけていいのかわからない、レジの方もどうしようかと迷っていましたら、そこにちょっとご年配の店員さんがお見えになってこちらこちらと言って、その後話を聞いたら、どうもその包括のほうにご連絡をなさったと。もう身近でそういう方たちが目に見えるようになってきているのかなと、いつ自分がその痴呆症になるのか、痴呆なのかわかりませんけれども、その対策を今取り組んでいるというところで、ご答弁の中に医師会との連携というのがありますが、その医師会というのは筑紫地区全体で太宰府の中でもいつでも駆け込んでいけるようなところが何件ぐらいあるのか、1点と、もう一つその認知症じゃないかな、どうなんだろうという、そこの病院まで行く過程の中の例えば自分で俺認知症じゃかろうかねとか、物忘れがひどいけれどもとか、それを自分で行かれるのか、身内の方がそれの知識を知ってするのか、その辺はどこか役所の中、行政の中には窓口はあるんでしょうか、相談窓口。2点、お願いします。

## 〇議長(橋本 健議員) 市民福祉部長。

○市民福祉部長(中島俊二) まず、1点目のもの忘れ相談事業を行っている医療機関でございますけれども、太宰府市内には6医療機関ございまして、複数の先生で対応してあるところもありまして、8人の医師で対応されております。

それと、ご自分なりご家族の方が認知症かなといったときに相談する場所ということでございますけれども、今言いましたかかりつけ医というのはですね、内科さんであったり、皮膚科さんであったりですね、そういうところでございます。そういうふうなご家族の方も含めて精神疾患的な形での病院につなぐというのは、ご本人さんもご家族の方も最初の窓口としては抵抗があるということから、そういう日常かかってあるところのお医者さんが通常の診療行為の中で本人を診ていただくという意図を持って、そういう内科医とか皮膚科とか外科医とか、いろんなところでその相談事業を行ってあるということでございます。

あとは、当然役所のほうにですね、ご相談いただければ、それが例えば保健センターであったり包括支援センターであったり市役所であったりしたらご案内をしていくということにはなりますけれども。

以上でございます。

# 〇議長(橋本 健議員) 13番小栁道枝議員。

○13番(小栁道枝議員) 今、病院はどこでも窓口があいているということなんですよね。もし不安があれば市役所どこでも大体受け付けてくれるというんですか、知恵を出していただけるということなんですよね。というのは、じゃあそこまで市の職員の中とか、例えば先ほど民生委員さんとか、サポーター養成講座、要するにそこで講習を受けた方たちが2,000人ぐらいを目安にこれからしたいという話なんですが、今現在そういう養成講座を受講されてそこに近いそういう知識のある方というのはどれぐらい今現在いらっしゃいますでしょうか。それは職員

にいらっしゃるのか、その今講座を受けた民生委員さんとか、そういう方たちも含めたところ でどれぐらいいらっしゃいますでしょうか。

- 〇議長(橋本 健議員) 市民福祉部長。
- ○市民福祉部長(中島俊二) サポーターとしましては、最初にご回答申し上げました累計で925人でございます。内訳は民生委員さんであったり福祉委員であったり大学生の方ですね。地域住民の方、介護事業所、それとか市内の事業所ということでですね、サポーターを養成しております。そのサポーターといいますのは特別なことをする人ではないというふうに考えております。その認知症の人とか、そのご家族の方を応援するという立場で、地域で住んでいただくということで、実はこのオレンジリングがそのあかしでございまして、このリングをしている方についてはそういう認知症なりの知識といいますか、正しい知識を持って、何かありましたら声をかけるといったり、その声をかけていただくというふうなことで、このオレンジリングを配布をさせていただいております。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 13番小栁道枝議員。
- ○13番(小柳道枝議員) それでは、そのオレンジリングはもう講習を受けた方がオレンジリングですよね。じゃあ、それを講師として教えてくださる方、要するに指導員ですかね、先生ですかね。その専門職の方は太宰府の中でいらっしゃるのか、それかまた民間のボランティアの方でそういう有資格者、太宰府にも大分いらっしゃると思うんですが、そういう方は何人ぐらい配置できて、どれぐらいの人数がいらっしゃるのか、おわかりになればどうぞお願いします。
- 〇議長(橋本 健議員) 市民福祉部長。
- ○市民福祉部長(中島俊二) 今、議員がおっしゃってありますのは、認知症サポーターを養成するための講師ということだと思いますけれども、キャラバン・メイトといいまして、一定の資格、講演を受けた方がですね、その先生役といいますか、講師になります。本市におきましては現在14名おりまして、そのうち市の職員が2名、社会福祉協議会職員が3名というふうになっております。

以上でございます。

- O議長(橋本 健議員) 13番小栁道枝議員。
- ○13番(小柳道枝議員) ということは、もう専門的に14名育成されているということですね。 ということは、この前、私市政だより「だざいふ」11月号、12月号で、ちょっと目にとまりま して、いち早くなさっていらっしゃるんだなと思ったんですよね。さあ協働で始めようとい う、その中にですね、南小学校区でもう認知症のそういう対応がなされているようでございま すね。認知症に関する講演会という形で保健師さんがなさっているようで、その同じ月に、や はり市民へ周知型という形で何か出ていたようでございます。11月号に第1回が出ていたよう でちょっと目にとまったんですが、認知症のやはり気持ちとか、そういうものをいち早く皆さ

んに周知するということはすごく大切なことだと思います。この取り組みがなされているということはまだまだこれから将来的には地域の中でこういう取り組みをどんどんどんどんなさっていくのか、自治会単位でですね、福祉委員さん、民生委員さんいらっしゃいますので、もしよろしければなおかつですね、この職員の数を増やすと同時にですね、こういう専門職の配置も必要だと思います。そしてまた、今の地域コミュニティ推進事業の中にも取り込んでいかれまして、地域の中でこういう学校でありよったような、そういうのを広めてほしいと思うんですが、今後ともお願いしたいんです。それには職員のその専門職、窓口の今からこれからやっぱり私たちも65歳、70歳になりますと、いつ認知症になるのか、自分ではわからないことが出てくる団塊の世代が多いと思うんですよね。そういう方たちに対応するためにも市の行政としてはその専門職の配置が必要になるのではないかと思うんですが、その辺はお考えがあるのでしょうか。

- 〇議長(橋本 健議員) 市民福祉部長。
- ○市民福祉部長(中島俊二) サポーター養成するに当たりまして先ほども申しましたようにキャラバン・メイトの養成も必要でございます。それで、平成27年度にですね、そのキャラバン・メイトの養成講座も開催する予定にしておりまして、それらに要する予算につきましてはキャラバン・メイト事務局というのがございまして、そこから支出されるようになっておりますので、それを活用して行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○議長(橋本 健議員) 13番小栁道枝議員。
- ○13番(小柳道枝議員) それは国でキャラバン・メイトというところの事業だということを今あったんですけれども、私どものこの市の対応できる、そこで勉強した、キャラバン・メイトで養成講座を受けた、そしたら今度は市の職員、でもキャラバン・メイトさんがいつも講座があるだけで開催するだけであって、予算が多少あるかもわかりません。だけれども、太宰府にそういうあってはいけないんですけれども、ちょっとそういう数が増えてきたときに高齢者社会になっていますので、窓口として対応する職員、その予算とか人数とかは足りているんですかと私は聞いているんです。
- 〇議長(橋本 健議員) 市民福祉部長。
- ○市民福祉部長(中島俊二) 議員おっしゃってあるのは、市の職員のスタッフ数が足りているかということでございますか。ご心配いただいて非常にありがたいと思うんですけれども、限られた人数の中でですね、その先ほども言いましたように、この問題についてはもう全市的な問題でございます。市の職員全員がですね、そのサポーターになるように、また防災メール・まもるくんで最近高齢者の方の不明情報が各地から来るようになっています。それに登録をしてですね、対応していきたいというふうに考えております。
- 〇議長(橋本 健議員) 13番小栁道枝議員。
- **〇13番(小栁道枝議員)** これからの社会がいよいよ高齢化を迎えて、また若い人たちも育てて

いかなきゃいけないという時代が目の前に来ています。私どももやはりいつまで生きるかわか らんけれども、痴呆にならんように努力しながら一人一人がしていく必要もあると思います。 それには早期発見、早期治療だと思うんですよね。せんだって11月に東京のほうでその認知症 に関する国際会議が開かれているようです。そのときに認知症になさった方が何か講演をなさ ったようで、認知症になっても早期であれば自覚をし、そしてそれに負けてなるかということ で専門家の知恵をかりながらですね、よくはならないけれども、これ以上進まないんだと、そ ういうのにはどうしてもそのサポーターであり、メイトであり、そして地域の力が必要だとい うことが本人が講演なさっているようです。こういうことをですね、一人でも認知症になって も安心だよ、安全だよ、そして早期発見、早期治療でその進行をとめる、そういうプロフェッ ショナルな方たちが太宰府の中にはたくさんいらっしゃると思います。そういうリーダー的な 存在をですね、役所の中で行政の中に取り込みながら、みんなで支えていく、この認知症対策 に限らずですよ、いろいろな高齢化を迎えたらいろいろな諸事情が出てくると思います。その 辺をですね、市のほうもしっかり踏まえてこれからの太宰府のまちづくりの中に、住みやす い、そして安心だ、安全だ、どこへ行っても誰かが助けてくれるんだという、そういう地域コ ミュニティ、そしてそういうまちづくりにもう少しですね、予算をお力を入れてくれたり人員 配置をしたり、そしてまたその育成に力を入れてもらいたいと思います。これは要望になりま すが、どうぞこれからの太宰府がまちづくりの中で人を大事にし、やっていってもらいたいと 思いますので、これは要望として執行部のほうにはよく捉えといてもらいたいと思います。ど うぞよろしくお願いします。これから担当課にはご苦労をかけると思いますが、どうぞよろし くお願い申し上げます。

これで終わります、この項目につきましては。

○議長(橋本 健議員) 2件目の回答をお願いします。

教育部長。

○教育部長(堀田 徹) 2件目の市民の森多目的広場の整備ということですので、まずは私のほうからご回答申し上げます。

市民の森多目的広場(少年自然キャンプ場)の整備につきましては、以前よりご指摘がありました各建物の老朽化に伴い、平成24年5月に研修棟を解体いたしました。また、その際、災害発生時の倒木、残土などを処分をしております。さらに、解体跡地の湧水対策といたしまして、平成25年10月に透水管設置工事を行いまして、橋やあずまや、側溝ふた、フェンスなどの補修工事も適宜行ってきておるところでございます。

少年自然キャンプ場の利用につきましては、社会教育団体などに限らせていただいておりまして、現在特に夜間にイノシシが出没して危険でありますために宿泊はお断りしておりますが、年間延べ100団体、約3,000人の皆様がデイキャンプや研修、子どもたちの遊びの場として利用されております。平成13年当時に計画されておりました仮称太宰府自然体験広場整備事業につきましては、史跡地内に位置する場所であり、慎重に進める必要があることから、太宰府

市歴史的風致維持向上計画関連事業と連携をしまして、建設経済部と今後協議を重ねていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 13番小栁道枝議員。
- **〇13番(小栁道枝議員)** ここの問題については、もう子ども会、いろいろな団体が活用してお りましてなかなか史跡地という観点でキャンプ場として使えない、キャンプ場って言ったらい かんよとかという話もありましたけれども、活動の広場、本当に太宰府の宝物だと私は思って います。平成元年、それから平成4年と、この史跡地の森、太宰府の宝物の中に住まわせても らって、そして子どもたちとわいわいがやがやといいながら日帰りのデイキャンプとかいろい ろさせてもらっておりました。その中で平成15年に大災害がありまして、ちょっと集まれない なというところがありましたんですけれども、将来的に何か人が集って、人が本当に行き来し て休憩場所であったりとか、そして今現在この自然を大事に環境問題を取り組んでいる時期で ございます。環境フェスタがなぜあそこであっているのか。以前はキャンプ場で森でありまし た、観世の森でありました。それから、転々とあちこち行かれました。しかし、また今年この キャンプ場に戻ってきたということは、参加された市民があのキャンプ場、あの場所じゃない と自然がね、環境問題を考えるのは一番いい場所なんですよ。そうなりますと、天気に左右さ れます。その中で幸い今年は天気でございました。何年か前は大雨でした。水はけは悪い、で も先ほどのご答弁で水はけもしましたとおっしゃっていますけれども、あそこにあれだけの人 数が老若男女、本当子どもたちは喜んでいました。それを次につないでいくために定期的にあ そこを活用していきたい、そして森を守りたい、自然環境の中で子どもを育てたいという気持 ちはみんなあります。ですから、そこでご提案なんですが、古都大宰府保存協会の第3です か、第2ですかね、の研修所及び休憩所、せめて何かそういう宿泊等がだめであればそういう ふうな先ほど太宰府歴史的風致維持計画の事業の中に取り込まれて、もう少し使いやすい、そ して寄りつきやすい、安全で行けるようなそういう建物といったら悪いんですけれども、何か 休憩場所、拠点になるようなもののお考えはありませんか。
- 〇議長(橋本 健議員) 建設経済部長。
- **〇建設経済部長(辻 友治)** 今、議員さんのほうから市民の森の整備計画の問い合わせでございましたので、ちょっと私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

市民の森におきましてはですね、自然散策を初め健康づくりのための散歩コースとして日ごろから多くの市民の方に親しみを持って利用していただいているところでございます。市民の森での散歩を日課にされている方も多いなということで認識をしております。しかし、市民の森も、開設以来20年以上経過しておりまして、植栽を初めとした公園内の施設が、維持管理が非常に必要になって、補修が必要になってきておるところでございます。これまで草刈り、桜の木のてんぐ巣病の剪定や、倒木の撤去及び施設破損等の補修を随時その都度行ってきた現状でございましたが、そこで市では平成22年に国から認定されました歴史的風致維持向上計画に

基づきましてですね、平成23年度に四王寺山周辺環境整備計画を策定しております。市民の森 や大宰府政庁を初めとする特別史跡地大宰府跡の樹木の管理とか施設整備に関する計画書を策 定しておりまして、この計画に基づきまして史跡地に含まれます市民の森を文化庁等の許可を 受けまして樹木と施設を合わせた全体的な景観形成を図るための事業をですね、平成27年度よ り取り組んでまいりたいというふうに考えております。時期的にはこの歴史的風致維持向上計 画が平成34年までになりますので、この8年間で何とかやり遂げたいなというふうに思ってお りますが、ご指摘にありましたあずまやとか、そういう便益施設でございますが、議員さんも ご存じのように、非常に樹木がうっそうとして、昼間でも暗い部分もありましたり、散策路も 非常に穴があいとったり歩きにくい。それと、秋の森、春の森に行く散策路もですね、非常に 整備条件が悪いといいますか、でありますので、まず便益施設の前にそちらの整備をやってい きたいなと、まずそういう樹木の伐木やら伐採、剪定、それと施設の修繕、補修、散策路の整 備、あずまやをやりますとやはり非常に大きなお金がかかってきますので、まずはそちらの修 繕のほうから、計画的にやっていきまして、その中で便益施設についてはその時期を見まして 考えていきたいなというふうに考えております。まず、先にそういう修繕関係、今は非常に量 が多い散策路とかですね、そういう部分につきまして先にやっていきたいというふうに考えて おります。

以上でございます。

## 〇議長(橋本 健議員) 13番小栁道枝議員。

**〇13番(小栁道枝議員)** 平成34年までの歴史的風致維持向上計画の中に織り込んで平成27年度 ぐらいには計画をしたいということで、あれだけの広い場所ですからね。固定してここだここ だということもできないと思いますけれども、今現在活用されている場所を、もう少しその歩 道とか、側溝に穴があいてどっか行ったのをね、あの社会教育課の職員やら周りにおる人たち があれ危ないからちょっとと言って何か持ってきて埋めたりとか、そういうことをしているの も現状なんですよ。というのが、あそこを利用している子ども会さんとかジュニアリーダーと か、いろいろな団体がいます。もしあれがね、あそこでけがでもされたらね、これこそ大変だ から、じゃあここをしましょうということでこの前の環境フェスタの折にはですね、皆さんが 本当に気を使いながら本当に自然を守りながら行こうという、あの心意気がありますのでね、 そこに建物が無理とおっしゃいますけれども、先ほども、イノシシさんが出てくるとかという ところでございますので、イノシシさんにね、もし遭遇したときにどぎゃんすればいいやろう か、どこに逃げればいいんだろうかねって、ちょっとでも高いところに行きたいのが人間です のでね、そこに少し避難場所的なものでもですね、先に考えることはできないのかな、せっか く立派なトイレがあります。もう本当にあれはね、貴重なものなんですよね。散策なさってい る方はもうあれがあるからね、助かるっておっしゃっている方もおります。ですので、その歴 史的風致維持向上のですね、計画の中に前倒しでもいいので、もう少しですね、里山の大事 さ、そういうものをね、自然環境を守るためにも、よろしければいろいろなボランティアの団

体もいます。行政だけでできないのであれば一声かければ皆さん太宰府の市民は飛んでいきますよ。その辺をですね、計画をしっかり立てられて、この辺ではこういうものをするんだ、このときまではこういうものを守っていくんだという具体的な計画をいま一度お考え直しはできませんか。最後にお尋ねします。

- 〇議長(橋本 健議員) 建設経済部長。
- ○建設経済部長(辻 友治) 議員の言われているのはよくわかるんですけれども、私も環境フェスタ行きまして、あれだけのこの都市の近郊にですね、あれだけの自然があって、見ますと虫とか、クワガタムシとかカブトムシとかカワセミとか、そういうのがこんなところにいるんだなという認識を初めて持ったところでございます。本当にあの自然を守りながらですね、整備をしていかないといかんなというのはつくづく考えております。ただ、あずまやにつきましては、あそこが建物になりますと史跡地ということがございますので、はいすぐできますよというような話にはなりませんので、この歴史的風致維持計画の中で来年する、再来年するということではございませんが、その長い8年の中で、ちょっと見守っていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- 〇議長(橋本 健議員) 13番小栁道枝議員。
- 〇13番(小柳道枝議員) そんな金かかるんだったら、大きい方でもようございましょうもん。何か持っていって置いて、何かできないんですか。それぐらい知恵があると思うんですが、行政の方は。いかがでしょうかね。私なにか素人だから建物についてはわかりませんけれども、ただ雨が降ったりね、途中ですることもあるんですよ。そのときのための雨宿りとか、ちょっとね、休憩場所とかが1つは欲しい。再度聞いて、終わりたいと思います。
- 〇議長(橋本 健議員) 建設経済部長。
- ○建設経済部長(辻 友治) 私としましては先にそういうことで施設、散策路の整備をですね、もう結構散策されている方が朝から多いんですよね。だから、そういうところのけがをされたりとか、そういうところがありますものですから、それから先にどうしても進めていきたいというふうに思っています。あずまやもですね、今施設の中に3カ所ほどあります。それと、キャンプをする施設もありますので、雨宿りのときには4カ所ぐらいあるのかなと思っておりますので、ご理解いただければ先にそういう施設の整備といいましょうか、今の補修環境を計画的にやらせていただいて、その中でそういう文化財的な史跡地でもありますものですから、その辺の調整も進めさせていただければというふうに考えておりますので、ご理解お願いしたいと思います。

以上でございます。

- 〇議長(橋本 健議員) 13番小栁道枝議員。
- 〇13番(小栁道枝議員) どうもありがとうございました。

本当に太宰府、1項目めの高齢者から若者が集えるような太宰府の自然環境の中で住みやすい環境づくり、そして人づくり、まちづくりに取り組んでもらえたらと心から願っておりま

す。本当今日はありがとうございました。皆さん、よいお年を迎えてください。ありがとうご ざいました。

○議長(橋本 健議員) 13番小栁道枝議員の一般質問は終わりました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

○議長(橋本 健議員) 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月12日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午後2時53分

~~~~~~ () ~~~~~~~